

国際公会計基準審議会（IPSASB）会議報告

2026 年 3 月 10 日～13 日 カナダ・トロント会議

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 露谷竹生 ひまやたけお

本報告記事の目次と決定事項の概略

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
1	全般的事項	—	2025 年 12 月の議事録を承認した。	3
2	事務局長による作業計画報告	—	—	4
3	PIC ガバナンス・アップデート	—	—	6
4	財務諸表の表示	論点の検討と、CP 草稿及び IED 草稿のレビューを行った。	CP「財務諸表の表示」を承認した。	6
5	IPSAS の改善	金融商品、結合、連結に関する改善項目の検討	ED を 2 本承認した。	8
6	重要性の判断の行使	IFRS 実務記述書第 2 号に関する論点を検討し、修正稿を検討した。	ED を承認した。	9
7	気候関連開示：フェーズ 2	—	開示の範囲、用語定義、最終文書の構成について議論した。	12
8	測定—適用フェーズ：IPSAS 第 31 号における COV	COV は無形資産に適用できる旨を決定した。	無形資産に対する COV の実務上の適用可能性と、必要なガイダンスについて議論した。	16
9	IPSASB 研究フォーラム	—	—	19
10	公的部門と AI	—	—	20
11	適用後レビュー	—	IPSAS 第 20 号に対する PIR は行わない。財務報告の導入フォーラム（FRIF）を立ち上げる。	21
12	気候関連開示：適用フェーズ	—	—	22
13	IPSASB 適用グループ	IAG の活動を開始し、「IPSAS の改善」の一部の論点を検討した。	—	22
—	参考情報その 1			24
			• 現中計期間（2024～2028 年）に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事）	

IPSASB 2026 年 3 月会議報告記事

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS と日本の政府会計の比較研究 基準書の日本語訳 コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター 過去の IPSASB 会議の報告記事 IPSASB のボードメンバー 一覧 			
ー	参考情報その 2 各プロジェクトの前回会議までの報告記事まとめ			28

(略称) IPSAS (International Public Sector Accounting Standard) : 国際公会計基準

IFRS (International Financial Reporting Standard) : 国際財務報告基準

ED (Exposure Draft) : 公開草案

CP (Consultation Paper) : コンサルテーション・ペーパー

(注)

本稿は、IPSASB の 2026 年 3 月会議アジェンダ・ペーパー（議題文書）の番号順（上表「番号」）に並べている。「会計・監査ジャーナル」2026 年 7 月号の掲載記事とは構成が異なる場合がある。

個々の議題について、IPSASB としての決定事項と、事務局への指示事項を、それぞれ枠内に表記している。決定事項と指示事項は、次回以降の会議のアジェンダ・ペーパーの冒頭に、審議の履歴として表記される。

IPSASB 会議のアジェンダ・ペーパー及び投影された資料は、IPSASB のウェブサイト (<https://www.ipsasb.org/meetings>) から入手できる。詳しくは各資料を参照されたい。また、本稿末尾の「参考情報その 1」に、IPSASB 関連の公表文書、解説記事、翻訳等へのリンク、ボードメンバー一覧等の情報を、「参考情報その 2」に、今回の議題に関係する過去の報告記事を、それぞれまとめているので参照されたい。

1. 全般的事項

2026 年 3 月の IPSASB 会議は、2026 年 3 月 10 日～13 日に、カナダのトロントにて開催された¹。参加者は、18 名のボードメンバー（以下、メンバー）、テクニカル・アドバイザー（以下、TA）、招待オブザーバー及びスタッフを合わせて 49 名であった。

今回の IPSASB 会議では、以下の公表文書が承認された。

承認	CP「財務諸表の表示」	本記事 4. 参照
承認	ED「IPSAS の改善—第 10 集」	
承認	ED「IPSAS 第 40 号の狭い範囲の修正」	
承認	ED「重要性の判断の行使」	

本稿は会議の議題と決定事項の報告であり、上記文書の詳細は解説していない。公表後に解説記事を別途掲載するのでそちらを参照されたい。

Thomas Müller-Marqués Berger 議長（以下、ベルガー議長）による開会挨拶、新メンバー 4 名の紹介、主な議題の説明が行われた。続いて 2025 年 12 月会議の議事録についてメンバーにコメントを求めたところ、特にコメントはなく議事録は承認された。

欧州公会計基準（EPSAS）の動向について、欧州統計局（Eurostat）の Peter Leetmaa 氏が説明を行った。

- Eurostat の EPSAS プロジェクトは、各国の発生主義公会計の導入支援と、EU レベルの調和のために活動している。
- 2025 年の EPSAS 会議は、公会計と財務諸表の表示に関して、欧州委員会への報告書へのインプットを準備することに注力した。
- そのうち軍備に関する報告書は、国内外の規制に基づいた会計処理の包括的な分析を示すことを目的としている。
- 欧州委員会（EC）は 2025 年 12 月に公会計に関する報告書を公表した。
 - 多くの EU 加盟国がすでに発生主義に移行しており、さらに 5 か国が 2030 年までにそうなる予定。
 - IPSAS の適用可能性に関する章が設けられており、IPSAS は 2013 年の報告時点と比較すると大幅に改善されている。
 - EPSAS は、一般政府部門における透明性を向上させるために、各国の公会計の近代化に向けて引き続き注力する。
 - EU の公会計に関する次の報告書は 2030 年の公表予定。適用上の課題と、共通する会計方法の識別に焦点を当てる。

メンバーからは、以下のようなコメントがあった。

¹ 会議の動画は YouTube で公開され、無償で視聴できる予定。

- 適用可能性に関する比較分析は、IPSASB の業績を確認してくれており、ありがたい。
- IPSAS を採用せず EPSAS のような新基準を作る場合の資金と専門性に関する課題は何か。
- 修正現金主義から発生主義への移行は、文化の変化であるので、新しいスキルと専門性が必要となり、スタッフの訓練が重要である。
- EPSAS プロジェクトが行ったコスト対便益に関する研究は、今後の普及啓発のために有用な情報となり得る。

2. 事務局長による作業計画報告

(1) 事務局長からの連絡事項（会議初日）

- 今週の主な議題について説明

(2) 事務局長からの連絡事項（会議最終日）

- 今回の会議で承認された文書 4 点（1. で前述）についての振り返り。
- 2026 年第 2 四半期にはオンライン会議は開催しない予定。
- 次回は 2026 年 6 月のアメリカ合衆国・ワシントン D.C. で 3 日間の会議を予定。
- 2026 年 6 月会議の 4 日目には何らかのイベントを開催予定。
- IPSASB のスタッフの人事に関する報告（Agustina Llambi の IFAC への異動など）

メンバーからは特にコメントはなかった。

(3) プロジェクトの進捗等（2024 年～2028 年の現中期計画期間）：2026 年 3 月 31 日時点

最終文書の承認予定が早い順に掲載。

濃い灰色 : プロジェクト完了又は公開終了

灰色 : 承認済かつ公表前。又は承認済かつコメントレター募集期間中

無色 : 承認前

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書	
			承認	公表
IPSAS の改善 2023	—	2023/10 ED85	2024/03	2024/04
戦略及び作業計画 次期中期計画の策定	2023/09	—	2024/09	2024/10
リース・フェーズ 2 公的部門特有のリースに関する規定の追加	2020/12 (RFI)	2022/12 ED84 2024/03 ED88	2024/06	2024/10
鉱山関連のガイダンス（天然資源） IFRS 第 6 号に対応する IPSAS を開発	2022/03	2023/12 ED86	2024/09	2024/11 IPSAS50
IFRIC 第 20 号に対応する適用指針を開発		2023/12 ED87	2024/09	2024/11

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書	
			承認	公表
IFRIC アラインメントー狭い範囲の修正 IFRIC 解釈指針の取り込み	—	2024/03 ED89	2024/12	2025/01
測定・フェーズ 2 現在操業価値の各基準書への適用	—	2024/06 ED90	2025/06	2025/08
重要性の判断の行使（フェーズ 1） 重要性の定義の一貫性を確保する	—	2025/03 ED93	2025/09	2025/10
IPSAS 第 33 号（初度適用）の改訂 トピック別に内容を整理し使いやすくする	—	2024/06 ED91	2025/09	2025/11
天然資源 天然資源の認識・測定・表示の基準書	2022/03	2024/09 ED92	2025/12	2026/01
気候関連開示（自身の業務） IFRS-S2 を公的部門用に修正	2022/03	2024/09 ED SRS 1	2025/12	2026/01
気候関連開示（政策プログラム） 公的部門の主体特有の開示規定			2026/12	
IPSAS と GFS の関係強化 GFSM2014 との整合性を改善する		2025/12	2026/06	
作業計画中間コンサルテーション IPSASB の作業計画に関する意見を求める	2025/09	—	2026/09	
IPSAS の改善 2025 IASB の改訂等を IPSAS に取り込む	—	2026/03	2026/09	
IPSAS 第 31 号への COV の適用 無形資産に COV を適用する	—	—	2026/09	
重要性の判断の行使 IFRS 実務記述書を IPSAS に取り込む	—	2026/03	2026/12	
財務諸表の表示 IASB の進展等を検討	2026/03	未定	未定	

本稿後半の「[参考情報その 1](#)」に IPSASB 関連の記事、翻訳等へのリンクをまとめているので、必要に応じて参照されたい。

3. PIC ガバナンス・アップデート

IPSASB のガバナンス等の監視役である公益委員会（PIC）の活動報告を、PIC メンバーを代表して経済協力開発機構（OECD）の Andrew Blazey 氏が行った。同氏は、PIC の監督活動は、厳格な適正手続き、資格のある多様な人材の選任、そして適切かつタイムリーな基準という三つの柱を中心に展開されていることを説明した。IPSASB のボードメンバーの選任プロセスは全体として成功している。PIC メンバーは、IPSASB のデュー・プロセスが効果的に実施され

たことに満足している。PIC は IPSASB のマイルストーンが達成されるたびに、外部への情報伝達について IPSASB と協力して検討する予定である。

メンバーから、次のコメントがあった。

- PIC の基準設定活動に対する監督は理解できたが、基準の採用と実装の促進についてはどのような監督を行っているのかが不明確に思われる。→正しい指摘である。今後、その分野でより多くの業務を行うべきと考える。

4. 財務諸表の表示

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

本プロジェクトは、アカウンタビリティと意思決定に役立つように、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」に代わる新しい IPSAS を開発することで、より良い財務情報のコミュニケーションを行えるようにすることを目的としている。

本プロジェクトは現在、コンサルテーション・ペーパー（以下、CP という）と、当該 CP に含まれる例示目的の公開草案（以下、IED という）の開発に向けた検討を行っている。これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) CP 第 6 章（草稿）の修正（4.A.1）

事務局長の Ross Smith 氏が暫定的なタスクフォース議長を務めている旨の説明があった。

事務局は CP 第 6 章「注記における情報の開示」の草稿に、2025 年 12 月会議で議論した、IFRS 第 18 号の経営者が定義する業績指標（MPM）を導入しないという IPSASB の見解を反映するとともに、当該見解に関連する予備的見解（PV）15 を二つに分けることを提案した。

メンバーから、次のコメントがあった。

- 6.22 項までのセクションで、PV15 と PV16 の二つの PV が存在するという点を、予め示しておく状況が容易に理解できるようになる。
- 6.32 項について、RPG 第 2 号が IFRS 第 18 号と同様のメリットを提供できるという点については全く同意できない。6.32 項の冒頭部分を削除すべき。→この部分に当該記述が必要であることについては IPSASB 内で合意が得られている。→この部分は残しつつ、指摘については明確化が必要であり、「適用された場合」等の文言を追加したい。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • CP 草稿の改訂版第 6 章は、公的部門における IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の「経営者定義の業績指標」（MPMs）の適用可能性に関する IPSASB の議論と見解を適切に反映している。
------	--

(3) 例示目的の公開草案（IED）の新しいガイダンス（4.A.2）

事務局は、主に IAS に基づく、開示に関する以下のガイダンスを IED に追加することを提案した。メンバーからは特にコメントはなかった。

- 注記の構成
- 会計方針の選択と適用の開示
- 見積りの不確実性の原因の開示
- 資本
- 純資産・持分に分類されるプッタブル金融商品
- その他の開示

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 開示規定に関するガイダンス案は、IED 草稿（CP 草稿の付録 D）に組み込まれるべきである。
------	---

(4) 税金収益の区分表示を認めることに関して IPSASB が行った検討の説明（4.A.3）

事務局は、税金収益の区分表示に関する CP 草稿の第 4.30 項(c)の説明を修正することを提案した。

メンバーから、次のコメントがあった。

- 税は政府の歳入調達権限という点において、公共部門特有の取引である。税金を区分表示すべきかどうかについて、各国の意見を求めることはとても有益である。
- 修正文案は、前の文言よりも明確でないように感じる。公的部門における広範な活動への対応には限界があることを示す必要がある。→旧バージョンの最後の文章を復活させる。
- 要求事項ではなく選択肢とするということか。税金の重要性をふまえると、選択肢を示すことは正しいと思えない。
- 税金の区分を示すことで潜在的な利点が追加されるかどうか。他の表示科目とのバランスも考慮する必要がある。
- 区分表示を義務付けるべきであるが、曖昧な項目や二面性を持つ項目が必ず生じる。税金カテゴリーからは歳出に基づく収入は除外すべき。
- 歳出による収入も含めるべき。
- 税金と、予算配分による資金を混同していることに懸念を感じる。税と課徴金に限定すべきではないか。
- 「税金及び、必要に応じて追加の借入」とある部分の「追加の」は削除すべき。→削除する。
- 税金を区分表示することに賛成。
- 税のための独立区分を設けると、事業運営の区分は巨額なマイナスになってしまう。
- 関係者のフィードバックを得ることに賛成。
- 区分表示を義務とするか許可とするかを議論したことを記録に残すべき。
- 歳入の一部は借入から得られている場合があることに留意が必要。
- 公的部門の財務業績は財務業績報告書で報告することを明確にすべき。

最後にベルガー議長が 4.30(c)項の修正について賛否を問いかけ、賛成多数となった。いくつかの修正を行う条件で、修正案として認められた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> CP 草稿の 4.30(c)項は、議論された文案に置き換えるべきである。
-------------	--

(5) CP「財務諸表の表示」(草稿)の承認 (4.A.4)

事務局は、CP「財務諸表の表示」を承認することを提案した。

投票の結果、18 名中 17 名が賛成、1 名が欠席で、賛成多数で可決された。

また、コメント募集期間は 120 日とすることを提案した。

投票の結果、18 名中 12 名が賛成し、賛成多数で可決された。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> CP 草稿は投票の結果承認された。 公開期間は 120 日間とする。
-------------	---

5. IPSAS の改善

(1) プロジェクトの目的と、これまでの進展

① プロジェクトの目的

関係者から提起された論点に対処するとともに、必要に応じて、IFRS の改訂との整合性を確保するために、IPSAS の軽微な改善を提案する。

② これまでの進展

2025 年 3 月会議で、「IPSAS の改善 2025」の検討対象として IASB が公表した 12 本の文書を提示し、うち金融商品関連の六つの文書について論点と ED 草稿を検討した。

同年 6 月会議では、連結財務諸表及びキャッシュ・フロー計算書に関する二つの文書を検討した。また、企業結合に関する二つの文書は別のプロジェクトとすることが決定された。

これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) 公開草案第 XX 号「IPSAS の改善—第 10 集」(草稿)の承認 (5.A.1)

事務局は、公開草案第 XX 号「IPSAS の改善—第 10 集」を承認することを提案した。投票の結果、18 名中 17 名が賛成、1 名が欠席で、賛成多数で可決された。

また、コメント募集期間は 60 日とすることを提案した。投票の結果、18 名中 17 名が賛成、1 名が欠席で、賛成多数で可決された。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 公開草案第 XX 号「IPSAS の改善—第 10 集」を承認した。 コメント募集期間は 60 日とする。
-------------	--

(3) 公開草案第 XX 号「IPSAS 第 40 号の狭い範囲の修正」(草稿) の承認 (5.A.2)

事務局は、公開草案第 XX 号「事業の定義、並びに取得された負債の認識及び偶発負債 (IPSAS 第 40 号の修正)」を承認することを提案した。投票の結果、18 名中 17 名が賛成、1 名が欠席で、賛成多数で可決された。

また、コメント募集期間は 60 日とすることを提案した。投票の結果、18 名中 16 名が賛成、1 名が反対、1 名が欠席で、賛成多数で可決された。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 公開草案第 XX 号「事業の定義、並びに取得された負債の認識及び偶発負債 (IPSAS 第 40 号の修正)」を承認した。 コメント募集期間は 60 日とする。
------	---

6. 重要性の判断の行使

(1) プロジェクトの目的と、これまでの進展

① プロジェクトの目的

「重要性の判断の行使」プロジェクトは二つの目的を持っている。第 1 に、IPSASB の概念フレームワークと IPSAS の間で一貫性のある重要性の定義を定めるために、規範性 (強制力) のあるガイダンスを改訂する。第 2 に、IPSAS と IPSASB SRS に従って一般目的財務報告書を作成する際に「重要性の判断の行使」をどのように行うかを明確化するために、規範性 (強制力) のないガイダンスを作成する。

② これまでの進展

2024 年 12 月会議から検討を開始し、2025 年 3 月会議で「プロジェクト概要書」²を承認した。同文書では、本プロジェクトを次の 3 段階に分けて実施することを計画している。

三つのフェーズとそれぞれの内容		進捗状況
1	IPSASB の概念フレームワークと IPSAS の間で「重要性」の用語定義に一貫性があるかどうかを確認し、必要な場合は修正案を提示する。	完了 (2025 年 10 月に最終文書を公表)
2	IPSAS における重要性—IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」に基づく規範性のないガイダンスを策定する。(狭い範囲のプロジェクト)	ED を開発中
3	IPSASB SRS における重要性—IPSASB SRS に従ってサステナビリティ報告書を作成する際の、重要性の判断の行使に関するガイダンスを策定する。	—

² プロジェクト概要書 (英文) <https://www.ipsasb.org/consultations-projects/making-materiality-judgments>

フェーズ 1 は、2025 年 9 月会議で「重要性がある」の定義（IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号及び概念フレームワークの修正）承認し、同年 10 月に当該文書を公表して完了した。

フェーズ 2 は、2025 年 6 月会議で IFRS 実務記述書第 2 号に関する教育セッション（研修）が行われ、2026 年 12 月会議から論点の検討が開始されている。

これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) 「主要な利用者」のガイダンス (6.A.1)

事務局は、IFRS 実務記述書第 2 号の「主要な利用者及びその情報ニーズ」に関するガイダンスを、IPSASB の概念フレームワーク等に基づいて公的部門用に修正したうえで、ED 草稿に取り入れることを提案した。

メンバーから、次のコメントがあった。

- 「潜在的なサービス受領者」という表現を削除したが、「潜在的な」は残すべき。
- 「貸し手」の利用者としての位置付けが概念フレームワークと異なっている。
- 事務局に伝達した事項が草稿に反映されていない。→草稿の確認時に検討する。
- 第 13 項の記載が財務情報に限定されているが、定性的な記述情報を追加すべき。
- 第 13 項では監査機関が主要な利用者であると書いているが、監査機関は情報を利用してはいるわけではなく監査をしている。また、例 G については、背景説明が簡潔すぎる。
- 第 14 項は概念フレームワーク第 3.18 項と整合しているが、理解可能性という概念が重要なので追加すべき。
- 第 18 項は、サービス及びその運営の長期的な持続可能性に関して、概念フレームワークと整合していない。
- 第 20 項と第 21 項は、指摘を受けてガイダンスを補足した。納税者や料金支払者は、誰に投票するかによって政策決定に影響を与えるとういことを追加している。
- 例 H をより実務的にできないか。寄付者の記述が具体性に欠ける。

ベルギー議長のまとめとして、主要な利用者に関するガイダンスには大きな欠陥はなかったので合意できたと考えている。ただし、校正上の指摘や、概念フレームワークとの整合性について有益な指摘があったので取り込む。

(3) 「重要性の判断の行使」の公的部門用の例 (6.A.2)

事務局は、ED 草稿に、「重要性の判断の行使」に関する新しい公的部門用の例を追加することと、既存の例の事実パターンを公的部門用に修正することを提案した。

メンバーから、次のコメントがあった。

- 例 B について懸念がある。主要な利用者にとって重要性の判断規準にはならず、多くの変更が必要になる。→オフラインで協議したい。

- 例示に同意する。例 B については、どのような金額で資産を認識すべきなのか。→その点については例では触れていない。IPSAS 第 45 号の適用や、その原因に基づく取引の認識について議論することになってしまうので触れない。
- 例 B には多くの事実が明記されていないように感じる。
- 例 C によると実効金利を使用するという前提があるため、誤解を招く可能性がある。政府の下の機関を連結すると、同じ金融商品に対して異なる測定基礎を適用することになり一貫性が失われるのではないか。→監査現場で眼にする実務的な例であり、懸念事項は特にない。

(4) 定量的要因と定性的要因の相関性 (6.A.3)

事務局は、ED 草稿の「定量的要因と定性的要因の相関性」のセクションについて、2025 年 12 月会議で議論した、IFRS 実務記述書第 2 号の対応するセクションを公的部門用に修正したものを取り込むことを提案した。また、概念フレームワーク第 3.33 項が示している特定の状況（金額にかかわらず、内容によって重要性がある場合）を示して説明文をより説得力のあるものにすることを提案した。

メンバーから、次のコメントがあった。

- 内容には変更提案しないが、このガイダンスには反対。定量的・定性的ガイダンスの定性的な部分について、事例案は依然として民間セクターに偏っていると感じる。実際には定性的な要素の方がはるかに一般的だと思う。

(5) 公表文書の種類 (6.A.4)

事務局は、「重要性の判断の行使」に関する規範性のないガイダンスを、「IPSAS 実務記述書」として承認することを提案した。

メンバーから、次のコメントがあった。

- すでに RPG が強制力のないガイダンスとして存在しているので、この ED を公開する際には、その根拠と、なぜこの方針を採用したのかについて ED 内で説明すべき。→BC が必要である。
- 規範性のない文書についての IPSASB の枠組みを説明するプロジェクト案が今年のフォーラムで提示されたと記憶している。この提案についてはどのような状況にあるか。→まだ具体化はしていない。戦略と作業計画に関するステークホルダーの意見を待つ。

(6) 公開草案の開発 (6.A.5) 及び公開草案第 XX 号 IPSAS 実務記述書「重要性の判断の行使」草稿 (6.A.6)

事務局は、次のそれぞれの案について承認することを提案した。

- 公開草案の序文

- IPSAS に基づいて財務諸表を作成する際の重要性の判断の行使に関する規範性のないガイダンス
- 二つの SMC

公開草案の草稿をページ毎にレビューした。メンバーから、次のコメントがあった。

- SMC 1 について、どこに変更が加えられたのかがよくわからない。
- PV や SMC の中で、新しい実務記述書を作成したことについて言及したか。→必要ない。SRS についても、それは問いかけていない。
- 第 5 項で、一般目的財務報告書と一般目的財務諸表の違いは適切に考慮されているか。
- 第 49 項の例は、民間部門の例になっている。

(7) 公開草案第 XX 号 IPSAS 実務記述書「重要性の判断の行使」の承認 (6.A.7)

事務局は、公開草案第 XX 号 IPSAS 実務記述書「重要性の判断の行使」を承認することを提案した。投票の結果、18 名中 16 名が賛成、1 名が反対、1 名が欠席で、賛成多数で可決された。

また、コメント募集期間は 120 日とすることを提案した。投票の結果、18 名中 17 名が賛成、1 名が欠席で、賛成多数で可決された。反対したのは Andrew van der Burgh 氏で、強制力のないガイダンスにはもっと公的部門用の修正を行うべきであると主張した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 公開草案第 XX 号 IPSAS 実務記述書「重要性の判断の行使」を承認した。 • コメント募集期間は 120 日とする。
------	--

7. 気候関連開示—フェーズ 2：政策プログラム

(1) プロジェクトの目的と、これまでの進展

① プロジェクトの目的

本プロジェクトは、公的部門用の気候関連開示の原則を示すことにより、意思決定とアカウントビリティを向上させる情報の提供を可能にし、もって気候変動と戦うためのグローバルな活動に寄与することを目的としている。

② これまでの進展

IPSASB の気候関連開示プロジェクトは、当初は政府等の排出者側と規制当局側の二つの役割に基づく開示を単一の基準書として公表する方向で進められていた。公開草案 (ED) SRS 第 1 号「気候関連開示」もそのように作られていた。

この ED SRS 第 1 号の提案には関係者の賛否が分かれ、結果として最終文書は二つのフェーズに分けて開発されることになった。フェーズ 1 は排出側としての開示の原則を扱い、フェーズ 2 は規制当局側としての開示を扱う。2026 年 1 月に、フェーズ 1 の成果物として、

IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」を公表した。今回の 2026 年 3 月会議から、フェーズ 2 の検討を開始する。

(2) 教育セッション

第 2 フェーズの議論に入る前に、基礎知識として、IPSASB SRS 第 1 号の政策プログラムに関する内容を事務局が改めて概説した。

メンバーから、次のコメントがあった。

- ED の政策プログラム側の規定は、公的部門の主体が環境や気候に与える影響を捉えることが本来の目的ではなく、気候変動に影響を与えたり、それに対処したりする主権的権限を持つ公的部門の主体として、何をしているかという点に重点が置かれていた。この視点は第 2 フェーズに入っても同様か。→当初は気候変動の観点と政府が国際協定に署名した際のアカウンタビリティの観点に重点を置いていたが、次第に「政府は何をしているのか」が不明確であるため、重点になっていった。
- 「指標と目標」は、アウトカムに責任を負う主体が、気候変動プログラムの報告を行うことになるという理解でよいか。→アウトカムに対する責任には判断が必要となるので、ここでは責任を示す可能性のあるいくつかの要因を示すことを考えている。→誰がアカウンタビリティを追うのかは政府によって異なる。
- 主体が取り組んでいるプログラムと、SRS 第 1 号の自身のプログラムや行動をどのように結びつけるのか。→第 2 フェーズは、ある主体が主権的権限を行使して、他の個人、団体、世帯、企業に影響を与えているかどうか。また、SRS 第 1 号の情報と第 2 フェーズの情報は連結させる必要がある。
- 環境については政府全体が責任を負うべきであり、ひとつの省庁等の主体に責任を負わせるのは誤解や責任回避を招くことにならないか。→多くの主体が集団で責任を負っている場合がある。アカウンタビリティを負う主体、と明確化すればよいのではないか。
- 第 2 フェーズの報告を行う主体は、SRS 第 1 号の報告とともに第 2 フェーズの報告も行うということか。→SRS 第 1 号は多くの主体に関係するが、第 2 フェーズの適用対象は限定される。→SRS 第 1 号と第 2 フェーズは重複しないことをすでに明確化している。
- 成果をどのように定義すべきか、つまり、どの主体が責任を負うべきかを明確にするための枠組みについて。成果について議論する際、気候関連の成果のみを指すのか、あるいは広義には、経済的効果や社会的効果を含む持続可能性全般を指すのか。そこまで追求するリソースがない主体もある。
- 複数の主体に目標が分散している場合に、それを統合するのか。→今後の議論の対象。

(3) 開示の範囲 (7.A.1)

事務局は、次に示す方法により、開示の範囲は、政策プログラムの気候関連のアウトカムに関する重要な情報に限定される旨を明示することを提案した。

- 開示の決定要因としての「主要な目的」への言及を削除する。

- 開示するアウトカムに「気候関連の」の用語を明確に適用する。
- 上記 2 点の結果として、用語定義から「気候関連の政策プログラム」を削除する。

メンバーから、次のコメントがあった。

- 気候に悪影響しか及ぼさない政策プログラムを実施している主体は、そのアウトカムについて報告することを期待できるか疑問。
- メリットのみを報告して、費用面を報告しないのは理にかなっていない。ボードの重要な考え方は、単に BC に盛り込むのではなく、本文で明記しなければならない。
- 「主要な目的」を削除する提案に賛成。しかし、「気候関連の結果」とは何を指すのか、非常に広範であり、現時点で実行可能とは思えない。
- 政策の範囲は狭く設定すべきである。第 2 フェーズは第 1 フェーズよりもはるかに難しいと思う。
- 広範な範囲になることで複雑化する。TCFD の四つの柱もより重要になる。正と負の影響、そしてアウトカムをどのように特定するのかを精査することになる。
- 政府の管轄下にある主体のうち、我々がそれらの目標を達成する上で重要であり、何らかのアカウントビリティや責任を負っている主体を範囲に含めるよう、スコープを策定する方法を模索すべき。
- 事務局提案に賛成。
- 最初の草案の目的どおり、必須項目については範囲を狭く維持しつつ、政府に対して、重要性の基準に基づき、報告対象となり得る他のプロジェクトやプログラムを決定する選択肢を与えるのはいかがか。政府にとって真に重要であり、かつ気候変動を直接的又は主たる目的としていないものであっても、政府が報告することを決定すれば、それを含めることができるようにする。
- 「主要な目的」の削除案に賛成だが、気候関連の結果については、開示すべきかどうかを実際に限定はしていないので、定義に帰結するよう見える。
- 関係者から、範囲が狭すぎるという指摘を受けたのは初めてである。この点、追加の作業が必要だと考える。
- 事務局提案に概ね賛成。ネガティブな側面についても反映は必要。
- 事業のアウトカムが「肯定的」か「否定的」か、あるいは「肯定的であるか否定的であるか」を明記し、基準書の冒頭でより明確にすべき。
- 事務局提案に基づいて範囲を広げることに賛成。

ベルガー議長が最後に評決を行い、全体として事務局提案が支持されている旨を確認した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 開示の範囲は、政策の気候関連のアウトカムに関する重要な情報に焦点を当てるべきである。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • 報告主体を決定する基準として、気候関連のアウトカムに対する責任を用いることによって何が起きるのか、対象範囲の明確化について合意した内容に沿って検討する。

	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連の良いアウトカムと悪いアウトカムの両方を含む開示の要求事項についてガイダンスを作成するという IPSASB の意図を、文書案に反映させ、精緻化する。 プロポーショナルリティのメカニズム（応能負担）、移行措置、適用ガイダンスを通じて、対象範囲の明確化によって生じる作成者の開示負担を軽減する方法を検討する。
--	---

(4) 公的部門特有の用語定義 (7.A.2)

事務局は、次に示す方法により、最終文書の草稿における公的部門特有の用語定義を修正することを提案した。

- 政策プログラム（public policy program）の用語を政策（public policy）に変更する。
- 上記の変更に伴い、「政策プログラムのアウトカム」の用語を、「政策アウトカム」に変更するとともに、アウトカムにはプラス面とマイナス面の両方があることを明示する。
- 新しい用語として、「気候関連のアウトカム」を、気候変動の緩和又は適合に関する政策アウトカムとして定義する。

メンバーから、次のコメントがあった。

- 気候関連とは何かをより具体的に定義する必要がある。
- 政策の最初の定義の方が良い。プログラムという言葉削除するには反対。
- 概念フレームワークや RPG 第 3 号との整合性が懸念される。
- 政策を最優先する考え方に賛成。
- 削除すべきはプログラムではなく、政策である。→逆に、政策を削除すべきという意見も出た。
- ネガティブとポジティブという言い方で良いのか。→and を or にすればよいのでは。
- 緩和と適応という用語は、アピールになって良い。
- 気候関連のアウトカムという用語はそれだけでは自明でない。定義にネガティブとポジティブの用語も追加すべき。
- GRI での区別について参照すべきではないか。
- 実際の結果と潜在的な結果の両方が含まれているように思う。

事務局長から、事務局提案に概ね同意が得られたと考えている旨のまとめコメントがあった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 「政策プログラム」の用語を、「政策」に修正する。 「政策プログラムのアウトカム」の用語を、「政策のアウトカム」に修正するとともに、アウトカムは正と負の両方であることを定義上で明確にする。 新しい用語定義として「気候関連のアウトカム」を定め、「気候変動の緩和又は適応に関連する政策のアウトカム」と定義する。
事務局への	<ul style="list-style-type: none"> 「適応」と「緩和」の概念を文書案で明確に説明すること。

指示	
----	--

(5) 最終文書の構造 (7.A.3)

事務局は、IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」の構造を、フェーズ 2 の最終文書でも維持することを提案した。それには以下の 2 点が含まれる。

- TCFD フレームワークに基づく構造を維持する。
- IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」と同じ概念的な基盤と、全般的な要求事項を適用する。

メンバーから、次のコメントがあった。

- 構成を維持すべきかどうかは、状況次第である。
- 全ての基準が TCFD フレームワークを採用する必要はない。今回は第 2 フェーズであり、実質優先の原則があるから。簡潔に焦点を絞って策定してはどうか。
- 付録 B と C は、SRS 第 1 号のコピーペーストになるのではないかと。SRS 第 1 号を参照するのも良いのではないかと。
- TCFD は現場に深く浸透しているので、提案に賛成。
- TCFD の柱については、ハイレベルでは理にかなっているが、掘り下げると混乱を招く。付録については修正が必要だと感じている。→SRS 第 1 号と第 2 号の両方に共通する全体的な原則を抽出し、その上で、SRS 第 1 号向けの適用指針と SRS 第 2 号向けの適用指針を、それぞれ個別に明確にする、といった形になるのではないかと。

ベルガー議長から、全体としては付録に関して支持する声が多かった、ただし修正が必要になる旨のまとめがあった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • IPSASB SRS ED 第 1 号「気候関連開示」で提案した文書構成を、最終文書でも維持する。付録 B、付録 B.AG、付録 C も同様。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • IPSASB SRS ED 第 1 号の付録 B、付録 B.AG、付録 C について、最終文書のガイダンス開発のために、特定の報告分野に関する何らかの特別な適応が必要か。

8. 測定—適用フェーズ : IPSAS 第 31 号における COV

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

① プロジェクトの目的等

本プロジェクトは測定プロジェクトの適用フェーズの第 2 部である。測定プロジェクトはこれまで、フェーズ 1 と、適用フェーズの第 1 部が完了している。

フェーズ 1 は、IPSAS 全体に共通する 4 種類の測定基礎に関するガイダンスを定めることを目的とし、2023 年 5 月に IPSAS 第 46 号「測定」を公表して完了した。

続く適用フェーズの第 1 部は、各 IPSAS の測定に関する規定に、IPSAS 第 46 号が定めた現在操業価値（以下、COV）の測定基礎が適用可能かどうかを評価することを目的とし、2025 年 8 月に「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」を公表して完了した。当該文書は当初、IPSAS 第 31 号「無形資産」に対する COV の適用も扱っていたが、2024 年 8 月に公表された公開草案第 90 号「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」（以下、ED 第 90 号という）に寄せられたコメントは賛否両論に分かれていたので、分析を深めることが必要であるとして、IPSAS 第 31 号に関するセクションは最終文書から削除された。

② IPSAS 第 31 号に対する COV の適用の論点（2025 年 6 月会議の議事録より）

IPSAS 第 31 号「無形資産」は、無形資産の測定を次のように定めている。

当初測定	(原則) 原価で測定 (例外) 非交換取引で取得した場合は、公正価値で測定
事後測定	会計方針の選択：歴史的原価モデルと現在価値モデルの二つから選択 歴史的原価モデルを選択 → 歴史的原価で測定 現在価値モデルを選択 → 公正価値で測定

ED 第 90 号は、当初測定の例外の場合（非交換取引で取得した場合）に、COV が適切な測定基礎であること、及び、事後測定で現在価値モデルを選択した場合の測定基礎として COV を追加することを提案していた。

しかし、ED 第 90 号の提案には多くの回答者が懸念を示しており、代替的見解（反対意見）に賛同する意見も多かった。主な反対理由は次のとおり。

- ED 第 90 号は公的部門の主体が操業能力のために無形資産を保有し、当該資産に活発な市場が存在しない場合には、「活発な市場を参照して見積もりを行う」ことを求めている。その結果、無形資産の事後測定にあたり、コスト・アプローチを用いて COV を見積ることになるが、その見積りの「信頼性」と「表現の忠実性」は疑わしい。
- IASB は現在、IAS 第 38 号「無形資産」に関する包括的なプロジェクトを行っている。当該プロジェクトが完了して IPSAS 第 31 号に及ぼす影響が明らかになるのは 2026 年の下半期以降になるので、それまで COV の適用に関する分析を待った方がよい。

上記の懸念を考慮し、事務局は、IPSAS 第 31 号に対する COV の適用に関する検討を COV の適用のプロジェクトから分離して、新規プロジェクト候補である「IPSAS 第 31 号に対する範囲を限定した改訂プロジェクト」において行うことを提案した。メンバーの意見は事務局提案に賛同するものだったので、IPSAS 第 31 号への COV の適用については当時進行中の想定プロジェクトの適用フェーズから分割して検討を進めることが決定した。

これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) 無形資産に対する COV の実務上の適用可能性 (8.A.1)

事務局は、操業能力のために保有する無形資産の測定には、COV が実務上、適用可能であることを、次の 3 種類の事実パターンを例示して提案した。

- 漁業権
- 自己創設のソフトウェア
- ワクチンの特許

メンバーから、次のコメントがあった。

- 事後測定に関して、活発な市場の制約を、公正価値には課しつつ COV には課さないのは基準書内の矛盾になると思われる。現代同等資産、余剰能力などの COV の基本原則を無形資産に適用する際には過剰な判断が必要となる。
- COV を適用する際の技術的な側面を、ステークホルダーに明確に説明する必要がある。また、制限の有無については、基準設定主体としての根拠情報が欠けるという意見を受けており、IPSASB としての根拠を確立する必要がある。
- 事務局の見解に同意する。それでも、ガイダンスの作成にはもっと時間を割くべき。規範性のないガイダンスを作り、それによってさらに当初測定などのトピックについて調査を進めるべき。
- IASB と協議せずに先に進めている理由は何か。→IPSASB は 2021 年にこのプロジェクトにコミットしているが、IASB が IAS 第 38 号に関する改訂プロジェクトを開始したのはそれよりも後のことである。IASB のプロジェクトには COV は含まれていない。
- 事務局の提案に同意。COV を IPSAS 第 31 号に導入しなければ基準書の一貫性が失われてしまう。
- このプロジェクトを推進する価値があるかどうかを見極めている段階なので、COV は無形資産に実用的であると述べることができ、事務局提案に同意するが、アンドリュー氏他の懸念点にも同意する。
- 特定の項目に COV を適用する方法を示すガイドラインを作りたい。一部の無形資産には市場価値がなく、活発な市場も存在しない。
- 日本では無形資産の価値を認識・測定していなかったことが監査の過程でわかっている。よってこの基準書は大きな影響をもたらす。
- 現時点では事務局案に賛成。IASB のプロジェクトは非常に限定的である。

ベルガー議長のとめは次のとおり。メンバー過半数は、COV は一般的に適用可能であるものの、すべての無形資産に適用できるわけではなく、またあらゆる状況下で適用できるわけではない、という見解を持っている。これを暫定的な結論としたい。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • COV は IPSAS 第 31 号の範囲内の無形資産の測定に実務的に適用可能である。
------	---

(3) IPSAS 第 31 号に対する COV の実務的な適用可能性に関する適用指針 (8.A.2)

事務局は、特に以下の、規範性のないガイダンスを開発することを提案した。

- 適用ガイダンス。自己創設の無形資産の事後測定における COV の見積りにコスト・アプローチを用いる際には、研究費を含めてはならないことを明確にする。
- 設例。タスクフォースの助力を得て開発する。マーケット・アプローチとコスト・アプローチを用いた無形資産の COV の算定に関する設例とする。

メンバーから、次のコメントがあった。

- 研究費を含めないことを明確化したガイダンスについては異論無い。マーケットとコストのアプローチについては、具体例を示すべきかを迷っている。ルールのように扱われることを懸念する。
- 例示的なガイダンスだけでなく、特に測定について、規範性（強制力）のあるガイダンスを示すべきである。
- ガイダンスの提供は歓迎したい。ただし、規範性のあるものとないもののバランスを念頭に置く必要がある。
- 研究費については含めるべきではない。公正価値については研究費の扱いが不明確な部分もあり、だからこそ追加のガイダンスが必要である。
- 国内の二次市場は IASB の定める活発な市場には当てはまらない。市場価値のみが認められており、収益アプローチは認められていないので、どのように評価をすべきかがわからない。

ベルギー議長がここで賛否を問いかけ、賛成多数の結果となった。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • IPSAS 第 31 号の無形資産に対して、特に原価アプローチを使用する際の現代同等資産及び余剰能力の概念の適用に関連する COV 原則の適用について、規範性のある／又は規範性のないガイダンスを開発する。
---------	--

9. IPSASB 研究フォーラム

IPSASB は第 6 回研究フォーラムを 2026 年 6 月 24 日にマルタのバレッタで開催予定である。同フォーラムに論文を募集するにあたり、どのようなトピックスを募集するかを、三つのグループに分かれて議論し、会議最終日の冒頭で、各グループの代表によるまとめ報告が行われた。

財務報告について

- COV の文脈において、特に、市場価値が存在しない資産について再調達原価を測定するために実務で使用されている方法や技術について、比較研究や、さらなる理解を深めることを提案する。
- サービス報告と GPFR の境界は移動し、変化し、進化しているのか。

- 暗号資産、デジタルデータ、AI といった分野が話題に上った。政府が暗号資産の差し押さえを開始しているのが重要な問題になりつつある。資産の定義とは何かについて再考し始める必要がある。
- 文化は、遺産資産として無形資産に該当するのか。もしそうなら、どう測定するのか。
- 公的部門における割引率の算出について懸念がある。
- 市場が活発でない場合に、株式投資への評価の情報収集をどのように行うべきか。

サステナビリティ報告について

- サステナビリティ情報と財務情報のリンクがどのように構築されているか。
- IFRS S1 は活用されているのか、そうならば、現時点で気候変動以外の分野でどのように活用されているのか。
- IPSASB SRS1 の適用に際し、途上国では公共政策の影響の特定・識別・帰属に関する情報を確保することが重要であることが判明している。
- 報告主体の集約と分解をどのように行うべきか。

公募論文の懸賞金について、KIPF（韓国租税財政研究院）、ETY（ブルキナファソの会計事務所）、EY カナダ、の三つの組織が提出に手を挙げた。

10. 新たな課題（公的部門における人工知能）

ミラノ工科大学准教授で香港城市大学非常勤教授の Deborah Agostino（デボラ・アゴ스티ーノ）博士による、AI に関するプレゼンテーションが行われた。

同博士は、人工知能（AI）について紹介し、公的部門における会計とアカウンタビリティに対する AI の影響について説明し、この新たな課題に対する理解を深めるため、IPSASB のメンバーと意見交換を行い、IPSASB が今後の業務計画への影響を判断する際に考慮すべき重要な課題を強調した。

主な説明内容は以下のとおり。

- 生成 AI が非常に普及しているが、その次として「エージェント型 AI」が今後成長する。
- エージェント型は大規模言語モデル（LLM）型にはない主体性という側面がある。
- 最大の利点はかつてないほどの処理能力と計算能力だが、最大の欠点は、我々が保有するデータに関する制御を完全に失い、悪用される可能性があること。
- これらの前提をふまえ、公的部門の財務報告に関する会計とアカウンタビリティにどのような影響が生じるか。
 - 時間を節約でき、その時間をデータの解釈や分析に充てることができるようになる。リスクは、最終的なデータに到達するプロセスがもはや制御できなくなるという点。
 - 説得力があるからといって、正しいとは限らない。

11. 適用後レビュー（PIR）

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

① プロジェクトの目的等

適用後レビュー（PIR）の目的は、既存の IPSASB の公表文書が財務諸表の利用者、作成者、監査人、規制当局に及ぼす影響は、IPSASB が当該文書を開発した際に意図したとおりであるかどうかを評価することである。

② これまでの進展

2025 年 3 月会議で、IPSAS 第 20 号「関連当事者に関する開示」の PIR を行うことを決定した。

(2) IPSAS 第 20 号「関連当事者に関する開示」についての予備調査（11.A.1）

事務局は、以下の 2 項目を提案した。

- IPSAS 第 20 号「関連当事者に関する開示」の PIR は現時点では進めない。
- PIR のプロセスについて、追加の事実確認を行い、11.A.2 で論じる活動を行う。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • IPSAS 第 20 号「関連当事者に関する開示」の PIR は、現時点では不要である。なぜなら、関係者から提起された問題は、基準書の実質的な実施上の課題ではなく、判断の適用に関するものだからである。 • PIR の初めてのテーマを特定するために、追加調査を実施する必要がある。
------	--

(3) 財務報告の導入フォーラム（11.A.2）

事務局は、IPSAS の導入を促進するため、財務報告導入フォーラム（FRIF）を設置し、以下の活動を行うことを提案した。

- 適用後レビューのプロセスを周知する。
- IPSASB 適用グループ（IAG）による検討課題の候補を特定する。
- IPSAS の改善やその他の将来プロジェクトなどのテクニカルなプロジェクトにおいて検討対象となる、公的部門特有の論点の候補を特定する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • IPSASB は、IPSAS の導入促進を制度化できるよう支援するために財務報告導入フォーラム（FRIF）を設立する。FRIF の意図する成果物は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ PIR プロセスへの情報提供 ➤ IAG が検討すべき潜在的な課題の特定 ➤ IPSAS の改善などの技術プロジェクトやその他の将来のプロジェクトにおいて検討すべき、公的部門特有の潜在的な課題の特定
------	---

	<p>➤ 教育用資料を含むサポート資料が関係者にとって有益となる分野の特定</p>
--	---

12. 気候関連開示：適用フェーズ

事務局が IPSASB SRS 1「気候関連情報の開示」の公表以来、その採用と実施を促進するために実施されてきた取り組みの概要を説明した。

13. IPSASB 適用グループ

IPSASB 適用グループ (IAG) は、IFRS 解釈指針委員会の活動や、IPSASB に関係者から寄せられた要望などをもとに IPSAS の改善が必要と思われる事項について検討し、IPSASB に議題を提案するために組成され、2025 年から活動を開始している。これまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(1) 報告：IPSASB 適用グループ (13.A.1)

IAG は以下の 3 項目を提案した。

- 政府が発行するデジタル通貨について、保有者の視点による進め方を判断するために IASB スタッフと協働すること。
- 共通支配下の主体間の資産の移転に関する研究を実施すること。
- 遺産資産に関する基準設定プロジェクトは行わないこと。

(2) 論点 1：保有者の視点による、中央銀行が発行したデジタル通貨の会計処理 (13.A.2)

中央銀行が発行するデジタル通貨 (CBDC) の会計処理に関する論点である。IAG の分析によれば、CBDC は財務諸表上、現金として分類され、IPSAS 第 28 号「金融商品：表示」が適用可能である。ただし、主体によっては過去の IFRIC のアジェンダ決定や US GAAP を適用しているため、実務上はばらつきが生じている。そこで、IPSASB は IASB と協同して、一貫性を確保するために適切な方向性を判断することを提案している。

<p>事務局への指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> • IASB のスタッフと連絡を取り、デジタル通貨の会計処理に関するガイダンス、及び保有者の視点からのガイダンス策定に向けた進行中の作業について理解を深める。
----------------	---

(3) 論点 2：共通支配下の政府主体間の対価のない資産の移転 (13.A.3)

共通支配下の政府主体間の資産の移転については、現状では明確な規定が存在しないため、現在価値によるべきか、帳簿価額によるべきかで、実務上のばらつきが生じている。そこで、一貫性を確保するためにどうすればよいか、事務局による調査を実施することを提案している。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 共通支配下の主体間の（事業ではない）資産の移転を IPSASB が検討する前提として、代替的な報告方法について調査する。
---------	--

(4) 論点 3：遺産資産の評価（13.A.4）

美術品のコレクションで構成される遺産資産の測定に関する質問が寄せられた。当該質問については IPSAS に関連するガイダンスが定められているので、追加のガイダンスは不要であると提案している。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 美術作品の測定に関する質問は、既存のガイダンスの変更や追加のガイダンスを必要としない。
------	---

以 上

参考情報その1 (2026年4月30日時点)

1. 近年に公表済みの基準書等 (原文と日本語解説記事)
2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究
3. 基準書の日本語訳
4. 近年に公表された CP・ED と、その解説記事、提出したコメントレター
5. 過去の IPSASB 会議の報告記事
6. IPSASB のボードメンバー

個別の記事・文書等へのリンクが無効となっている場合には、以下を確認されたい。

公表文書の原文	IPSASB のウェブサイト	リンク
文書の日本語訳	日本公認会計士協会のウェブサイトの「専門情報」から「翻訳」	リンク
解説記事	同じく「専門情報」から「国際動向紹介」	リンク
提出コメントレター	同じく「専門情報」から「専門情報一覧」	リンク

1. 近年に公表済みの基準書・改訂文書等 (原文と日本語解説記事)

基準書等	公表年月	原文	解説記事
IPSAS の改善 2023	2024/04	リンク	リンク
「戦略及び作業計画 2024-2028」	2024/10	リンク	リンク
「コンセッションナリー・リース及び資産に対する権利を譲渡するその他の取決め (IPSAS 第 43 号、IPSAS 第 47 号及び IPSAS 第 48 号の修正)」	2024/10	リンク	リンク
IPSAS 第 50 号「鉱物資源の探査及び評価」	2024/11	リンク	リンク
「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト (IPSAS 第 12 号の修正)」	2024/11	リンク	
2024 年版ハンドブック	2024/12	リンク	—
IPSAS の修正：特定の IFRIC 解釈指針	2025/01	リンク	リンク
2025 年版ハンドブック	2025/05	リンク	—
IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正	2025/08	リンク	リンク
国際公的部門財務アカウンタビリティ・インデックス	2025/09	リンク	リンク
「重要性がある」の定義 (IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号及び概念フレームワークの修正)	2025/10	リンク	リンク
IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準の初度適用」	2025/11	リンク	リンク
IPSAS 第 51 号「保全目的で保有する有形天然資源」	2026/01	リンク	リンク
IPSASB SRS 第 1 号「気候関連開示」	2026/01	リンク	リンク

2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究

参考情報その1

日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第28号

「[国の財務書類の課題～国際公会計基準（IPSAS）との比較～](#)」（2022/03）

3. 基準書の日本語訳

基準書等	翻訳公表	日本語訳
公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク（2023年改訂版）	2025/06	リンク
IPSAS 第40号 公的部門の結合（2016年1月初公表版）	2018/03	リンク
（2021年ハンドブック版） IPSAS 第1号 財務諸表の表示 IPSAS 第2号 キャッシュ・フロー計算書 IPSAS 第3号 会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬 IPSAS 第4号 外国為替レート変動の影響 IPSAS 第5号 借入コスト IPSAS 第9号 交換取引から生ずる収益 IPSAS 第10号 超インフレ経済下における財務報告	2022/08	リンク

上記の他、未公表の仮訳を多数作成している。必要な場合は日本公認会計士協会（非営利グループ）まで問い合わせされたい。

4. 近年に公表されたCP・EDと、その解説記事、提出したコメントレター

進行中のプロジェクトの文書は、数年前のものも掲載している。

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第86号「鉱物資源の探査及び評価」及び公開草案第87号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト（IPSAS第12号の修正）」	2024/01	リンク リンク	リンク	リンク
公開草案第88号「資産に対する権利を譲渡する取決め（IPSAS第47号及びIPSAS第48号の修正）」	2024/03	リンク	リンク	なし
公開草案第89号「IFRIC解釈指針を考慮した修正」	2024/04	リンク	リンク	なし
公開草案第90号「IPSAS第46号「測定」の適用によるIPSASの修正」	2024/08	リンク	リンク	リンク
公開草案第91号「「国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」の限定的な範囲の改訂」（IPSAS第33号の修正）」	2024/08	リンク	リンク	リンク
サステナビリティ報告基準公開草案第1号「気候関連開示」	2024/10	リンク	リンク	リンク

参考情報その1

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第 92 号「有形天然資源」	2024/10	リンク	リンク	リンク
公開草案第 93 号「「重要性がある」の定義」 (IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号、及び概念フレームワークの修正)	2025/05	リンク	リンク	なし
作業計画コンサルテーション	2025/10	リンク	リンク	リンク
公開草案第 94 号「IPSAS と政府財政統計マニュアル 2014 の連携」	2026/02	リンク	リンク	検討中
公開草案第 95 号「IPSAS 会計基準の改善 第 10 集」	2026/04	リンク	作成予定	検討予定
公開草案第 96 号「事業の定義並びに取得した負債の認識及び偶発負債 (IPSAS 第 40 号の修正)」	2026/04	リンク	作成予定	なし
CP「財務諸表の表示」	2026/04	リンク	作成予定	検討予定
公開草案第 97 号 IPSAS 実務記述書「重要性の判断の行使」	2026/04	リンク	作成予定	作成予定

5. 過去の IPSASB 会議の報告記事

開催年月	開催国／都市	報告記事
2024/03	アメリカ合衆国／ニューヨーク	リンク
2024/05	バーチャル開催	リンク
2024/06	カナダ／トロント	リンク
2024/07	バーチャル開催	リンク
2024/08	バーチャル開催 (任意参加・非公開)	なし
2024/09	ベルギー／ブリュッセル	リンク
2024/12	サウジアラビア／リヤド	リンク
2025/03	アメリカ合衆国／ワシントン D.C.	リンク
2025/04	バーチャル開催	リンク
2025/06	カナダ／トロント	リンク
2025/07	バーチャル開催	リンク
2025/09	ポルトガル／リスボン	リンク
2025/10	バーチャル開催	リンク
2025/12	アメリカ合衆国／ニューヨーク	リンク

6. IPSASB のボードメンバー (2025 年 12 月会議時点)

参考情報その1

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Thomas Müller-Marqués Berger（議長）	ドイツ	元 EY、元 IPSASB-CAG 議長	2026
小林 麻理	日本	早稲田大学大学院政治学研究科教授 元会計検査院	2021
Hervé-Adrien Metzger	フランス	会計検査院	2021
Renée Pichard	カナダ	デロイト、元会計検査院	2021
Abdullah Al-Mehthil	サウジアラビア	財務省	2022
Maik Esser-Müllenbach	ドイツ	会計検査院	2022
Claudia Beier	スイス	スイス・チューリヒ州	2022
Nor Yati Ahmad	マレーシア	財務省	2023
Andrew van der Burgh	南アフリカ	プレトリア大学、ASB、元デロイト	2023
Angela Ryan	ニュージーランド	財務省	2024
Yacouba Traoré	ブルキナファソ	ONECCA-BF 代表	2024
Karen Sanderson	イギリス	元 CAG メンバー、CIPFA	2025
Sung-Jin Park	韓国	延世大学教授、元 KIPF	2025
Yun Huang	中国	財務省	2025
Judith Apaza	ボリビア	元ボリビア財務経済省 チリ在住	2026
Dina Attia	アラブ首長国連邦	EY	2026
George Scott	アメリカ合衆国	元デロイト、元 FASAB 議長	2026
Alex Fabiane Texeira	ブラジル	ブラジル財務省	2026

議長以外のボードメンバーの任期は最長で2期6年間（暦年）。

参考情報その2 各プロジェクトの過去の報告記事まとめ

過去の決定事項や事務局への指示事項を、参考情報として以下にまとめる。

なお、各会議におけるメンバーの発言メモは膨大な量なので、ここでは割愛している。個別の発言メモについては、過去の各会議の報告記事を参照されたい。

[アジェンダ4 財務諸表の表示](#)

[アジェンダ5 IPSASの改善](#)

[アジェンダ6 重要性の判断の行使](#)

[アジェンダ8 測定—適用フェーズ：IPSAS第31号におけるCOV](#)

[アジェンダ13 IPSASB適用グループ](#)

アジェンダ4 財務諸表の表示（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. プロジェクト概要書の開発段階（2022年12月～2023年9月）

プロジェクト概要書の開発の詳細については、2024年9月会議以前の報告記事を参照。ここでは決定事項と事務局への指示事項をまとめて掲載している。

2023年6月会議

<p>決定事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本プロジェクトは、IPSAS第1号「財務諸表の表示」が扱う財務諸表に焦点を当てるべきである。 • 財務諸表の表示に関する新しいIPSASは、現行のIPSAS第1号に代わるものとして開発すべきである。 • 本プロジェクトには、コンサルテーション・ペーパーの開発段階を設けるべきである。また、当該コンサルテーション・ペーパーには、説明用の公開草案を含める。 • プロジェクト概要書には、以下の論点を含める。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 概念フレームワークと、財務諸表の表示の整合性 ➤ 予算対実績報告のアカウントビリティの大切さ、及び本プロジェクトとIPSAS第24号「財務諸表における予算情報の表示」の関係の潜在的な特性や程度 ➤ 政府財政統計との整合性 ➤ IFRSとの整合性の適切な程度。特に次の2項目 <ul style="list-style-type: none"> • IAS第1号「財務諸表の表示」における「その他の包括利益（OCI）」 • 主要財務諸表プロジェクトで開発中の財務業績計算書の段階利益
--------------------	--

参考情報その2

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> PSAB のプロジェクトから学ぶべき点について、プロジェクト概要書で説明する。 IPSAS 第2号「キャッシュ・フロー計算書」は本プロジェクトの範囲外であるが、IPSAS 第2号に対する修正の可能性についてプロジェクト概要書で説明する。 IPSAS 第49号（草稿）に含まれる定義に関するメンバーからのコメントを、「適用指針」と「結論の根拠」に反映する。 IPSAS 第1号の改廃が IPSAS 第24号「財務諸表における予算情報の表示」にどのように影響するのかについて、IPSAS 第24号に関する教育セッションを行う。 プロジェクト概要書で、アカデミック・アドバイザー・グループが公募中の研究結果に言及する。 その他の IPSASB の討議内容をプロジェクト概要書に反映・修正し、2023年9月会議で提示する。
---------	--

2023年9月会議

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト概要書「財務諸表の表示」（草稿）を承認する。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> メンバーが会議中に提起した校正上の指摘をプロジェクト概要書に反映する。

2. 2023年12月会議

(1) 様々な表示アプローチを認める (9.2.1)

事務局は、CP において様々な表示アプローチを認めることを提案した。具体的には、GFS に沿った表示アプローチや、IFRS に沿った表示アプローチを例示することである。

公的部門の主体にとって柔軟性が向上し、財務諸表の利用者にとって、個別の法制度における検討事項に基づいた、より有用な表示を提供することになるとして、様々な表示アプローチを認めることを支持する IPSASB のメンバーが多かった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 本プロジェクトの CP フェーズでは、様々な表示アプローチを IPSAS で示すことを探求すべきである。これによって、国・地域の考慮事項に基づいて財務諸表の理解可能性の改善を柔軟に行えるようになることが期待される。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> CP で様々な表示アプローチを探求することについて、フォーカス・グループやラウンドテーブルを通じて利用者の見解と支持を確認する。

(2) CP 草稿 第1章：プロジェクトの全体像 (9.2.2)

事務局は、CP 草稿の第1章「プロジェクトの全体像」について意見を求めた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> CP 草稿の第1章は、プロジェクトの目的、主要なドライバー、範囲及びプロジェクトを実施する理由を適切に反映している。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> CP 草稿の第1章について、IPSASB の議論で生じたコメントを反映して更新する。特に、読みやすくするために第1章全体を短くする。

(3) CP 草稿 第2章：財務諸表の目的 (9.2.3)

事務局は、CP 草稿の第2章「財務諸表の目的」について意見を求めた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> CP 草稿の第2章は、概念フレームワークに基づいて財務諸表の目的を適切に反映している。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> CP 草稿の第2章について、IPSASB の議論で生じたコメントを反映して更新する。特に、読みやすくするために第2章全体を短くする。

(4) 財務諸表の表示 — ブレークアウト・セッションによる議論

今回の会議では、通常のメンバーによる議論のほかに、小グループに分かれてのブレークアウト・セッションが行われ、メンバー、TA、オブザーバー及び事務局が参加して、財務業績計算書における表示区分及び小計並びに経営者の定義する業績指標の導入について意見を出し合った。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 今後の CP 開発作業において、今回のブレークアウト・セッション中に参加者から得たフィードバックを考慮する。
---------	--

3. 2024年3月会議

(1) 財務諸表の表示—プロジェクト管理 (12.2.1)

事務局は、プロジェクトのこれまでの進捗について説明した。

(2) 一般的な表示の要求事項—定義 (12.2.2)

事務局は、概念フレームワークの用語定義との一貫性を確保するために、現在 IPSAS 第1号「財務諸表の表示」で示している財務諸表の構成要素の定義を更新することを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表の構成要素の定義を、新 IPSAS に含める。 定義案は、2023年10月改訂版の概念フレームワークの、財務諸表の構成要素のセクションと整合させる。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> CP に、概念フレームワークの定義に基づいて財務諸表の構成要素の定義を含める。 負債に関する財務諸表の構成要素の定義案と他の IPSAS の関係について、修正や追加のガイダンスが必要になるかどうかを検討する。

(3) 一般的な表示の要求事項—比較情報の追加 (12.2.3)

参考情報その2

事務局は、本プロジェクトに、追加の比較情報について要求事項を導入することを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 過年度に報告した情報が修正再表示によって大きく影響を受ける場合には、比較期間のうち一番早い年度の期首時点の財政状態計算書を開示する要求事項を新 IPSAS に含める。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> CP に、このプロジェクトは「IASB 文書のレビュー及び修正に関する方針書」を適用して開発を行っていることを説明するセクションを設け、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」から離脱する公的部門特有の理由に関するフィードバックを求める。

(4) 全般的な表示の要求事項－相殺 (12.2.4)

事務局は、相殺に関する全般的な表示の要求事項を IPSAS 第 1 号から引き継ぐことを提案した

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS 第 1 号の現行の相殺規定を引き継ぐ。
------	---

(5) 全般的な表示の要求事項－適正表示と IPSAS 準拠 (12.2.5)

事務局は、「適正表示」と「IPSAS への準拠」に関する全般的な表示の要求事項を IPSAS 第 1 号から引き継ぐことを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 現行の IPSAS 第 1 号における「適正表示」と「IPSAS への準拠」に関する開示規定を引き継ぐ。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS への準拠の開示には、追加のガイダンスが必要かどうかを検討する。特に、最新版ではない IPSAS を採用している法域について考慮する。

(6) ブレークアウト・グループ・ディスカッション－余剰・欠損ではない収益費用項目の表示

純資産・持分に直接認識している収益・費用項目について、以下の論点を議論した。

- 現行のアプローチの長所と短所は何か？
- これらの取引が現在表示されている表示箇所と方法について透明性を向上させるニーズがあるか？
- これらの収益・費用項目を IFRS や GFS の表示アプローチと整合させることについて IPSASB はどの程度まで探求すべきか？
- 考慮すべきであるその他の表示アプローチはあるか？

4. 2024 年 6 月会議

(1) コンサルテーション・ペーパーと例示用の公開草案の開発 (8.2.1) 及び 財政状態計算書の表示に関する要求事項 (8.2.2)

事務局は、例示用の公開草案を含むコンサルテーション・ペーパー（CP）の開発の手順と概要を説明した。また、財政状態計算書の表示方法に関して、様々な論点の検討に用いたアプローチを説明した。

(2) 資産と負債の分類（8.2.3）

事務局は、新 IPSAS の要求事項の開発にあたり、次のアプローチを提案した。

- 財政状態計算書の本表上で資産と負債を分類する一般的な方法として、次の二つの方法を提案する。
 - 流動・非流動分類
 - 金融・非金融分類
- 例外的に、流動性の順番による配列を認める。

この提案によって、公的部門の主体は、主体の特徴、地域性、利用者ニーズなどを考慮した表示目的に合わせて、より柔軟に資産・負債を分類することが可能になる。

各メンバーが意見を述べた後、挙手による投票が行われた。オプション1は流動・非流動分類を義務付けて、注記による補足情報を提供できるようにする方法で、オプション2は流動・非流動分類と金融・非金融分類を選択できるようにする方法である。投票結果は、オプション1の支持者が17名、オプション2の支持者が1名となった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 財政状態計算書上で資産と負債を分類する一般的な方法として、IPSAS では流動・非流動アプローチを使用すべきである。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • 流動性配列アプローチを財政状態計算書の表示に使用する方法を維持すべきかどうかを検討する。 • 金融・非金融アプローチを採用するメリットを CP で説明し、IPSASB はそうではなく流動・非流動アプローチを採用した理由を説明する。

(3) 構成と小計（8.2.4）

事務局は、財政状態計算書の構成と小計を、IFRS 第18号「財務諸表の表示及び開示」に整合させることを提案した。例示目的の公開草案（IED）は、この提案に基づいて作られているが、財政状態計算書の構成や、小計を具体的に定めるものではない。また、現行の IPSAS 第1号「財務諸表の表示」の要求事項を実質的に変更するものではない。

メンバーからはコメントはなかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • IED では、財政状態計算書の表示構成について、主体が要求される事項は定めない。 • IED では、財政状態計算書における小計を定義すべきではない。
------	---

(4) 資産と負債の表示科目 (8.2.5)

事務局は、「のれん」を追加する以外には、IPSAS 第1号「財務諸表の表示」の現行の表示科目を変更しないことを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 財政状態計算書の本表に表示すべき具体的な資産・負債の表示科目の一覧は、IFRS 第18号「財務諸表の表示及び開示」に整合させる。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> IPSASには、重要な場合には財政状態計算書の本表に表示すべき具体的な資産・負債の表示科目の一覧が掲載されるが、主体は、追加の表示科目を表示して財政状態の有用な概要を示すべきであることを、BCで強調すること。 財政状態計算書の本表か注記のどちらかで、未収税金の内訳額を表示すべきであるとBCで説明する。

(5) 適用ガイダンス：財務諸表の例示 (8.2.6)

事務局は、例示目的の公開草案において、資産と負債の分類方法が異なる3種類の財政状態計算書を例示することを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 規範性のない適用ガイダンスのセクションに、流動・非流動分類に基づく財政状態計算書の例を含めるべき。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 財政状態計算書の設例の草稿を再検討し、規則主義的ではなく原則主義的に見えるようにする。個々の表示科目は報告主体に関連性があり重要でない場合には財政状態計算書の本表上に表示する必要はないことを明確にする。

(6) 例示目的の公開草案の開発 (8.2.7)

事務局が、例示目的の公開草案 (IED) の作成方法と様式について説明した。

(7) 例示目的の公開草案—目的 (8.2.8)

事務局は、IEDの「目的」のパラグラフをIFRS第18号と整合させるとともに、IPSASBの概念フレームワークとの整合性もはかることを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 提案された目的のパラグラフをIEDに含める。
------	--

(8) 例示目的の公開草案—範囲 (8.2.9)

事務局は、範囲のパラグラフをIFRS第18号と整合させるとともに、公的部門の特色を反映させることを提案した。また、IPSAS第1号の範囲のパラグラフのうち、新IPSASにも目的適合かつ有用なパラグラフを引き継ぐことを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 提案された「範囲」のパラグラフを IED に含める。ただし、第8項と第9項は削除する。
------	---

(9) 例示目的の公開草案—その他の用語定義 (8.2.10)

事務局は、前述したもの以外の用語定義について、IFRS 第 18 号の用語が公的部門用にも適切な場合には使用し、IPSAS 第 1 号の用語定義が適切な場合には引き継ぐことを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 提案されたその他の用語定義を IED に含める。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 予算情報への言及を確認して、IPSAS 第 24 号「財務諸表における予算情報の表示」における表示規定との一貫性を確保する。

(10) 例示目的の公開草案—財務諸表の目的 (8.2.11)

事務局は、財務諸表の目的に関するパラグラフについて、IFRS 第 18 号の記述が公的部門用にも適切な場合には使用し、IPSAS 第 1 号の記述が適切な場合には引き継ぐことを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 提案された財務諸表の目的を説明するパラグラフを IED に含める。
------	---

(11) 例示目的の公開草案—財務諸表に関する責任 (8.2.12)

事務局は、財務諸表に関する責任のパラグラフ (IPSAS 第 1 号の第 19 項と第 20 項) について、IPSAS 第 14 号「後発事象」の適用ガイダンスのセクションに移動することを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表に関する責任のパラグラフは、IPSAS 第 1 号に現在表示されているのと同様に IED にも引き継ぐ。
------	--

(12) 例示目的の公開草案—主要財務諸表と注記の役割 (8.2.13)

事務局は、主要財務諸表と注記の役割に関するパラグラフを例示目的の公開草案に含めることを提案した。また、当該パラグラフの内容を、IPSASB の概念フレームワーク、及び IFRS 第 18 号と整合させる。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 主要財務諸表と注記の役割を説明しているパラグラフ案を IED に含める。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表と注記の役割について、基準書本文を補足する適用指針を確認する。また、IPSAS に準拠した財務諸表で表示する情報の選択について適切なガイダンスが提供されるようにする。

7. 2024 年 9 月会議

(1) CP と IED の開発 (9.2.1)

参考情報その2

事務局が本プロジェクトの全体像と進捗について説明した。本プロジェクトは2025年6月のCP承認を目指す長期のプロジェクトである。IEDの目次を仮置きし、各章（第1章から第6章まで）についてステップ1（論点検討）、ステップ2A（IED草稿のレビュー）、ステップ2B（CP草稿のレビュー）、の3段階の作業を行っている。IEDの第1章「新しい表示基準の開発」は、ステップ2Bまで検討が完了している。今回の2024年9月会議では、IEDの第2章「一般的な表示原則」と第3章「財政状態計算書」の範囲について、下表の各ステップの検討を行う。

ステップ1（論点検討）	ステップ2A（IED草稿）	ステップ2B（CP草稿）
財務諸表の一般的な要求事項	財務諸表の一般的な要求事項	
	合算と分解	
	財政状態計算書	財政状態計算書

(2) CP草稿－財政状態計算書（9.2.2）

アジェンダ・ペーパーの9.3.1はCP草稿の一部であり、序章「プロジェクトの概要」、第1章「新しい表示基準の開発」、第3章「財政状態計算書」の3章が含まれている。

うち、序章と第1章については2023年12月の会議で初稿をレビューし、その結果を踏まえて簡潔な内容に修正されている。

今回初めて示された第3章「財政状態計算書」の草稿には、2024年6月の会議における財政状態計算書に関する論点の検討結果が反映され、以下の三つの論点についてIPSASBの見解を示している。

第3章の論点	IPSASBの見解
資産と負債の分類	流動・非流動の分類を採用する。 流動性配列法を例外的に認める。 カナダ等で行われている金融・非金融の分類は認めない。
小計の表示	小計について具体的な規定は定めない。
勘定科目の表示	IPSAS第1号が現在求めている表示科目を引き続き定める。 ただし、「のれん」は他の無形資産とは区分表示する。

事務局はCP草稿の第3章についてメンバーのコメントを求めた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 財政状態計算書に関するCP草稿の第3章は、IPSASBのこれまでの議論を適切に反映している。 CPには、本プロジェクト現段階（フェーズ1）でIPSASBが検討した主要な各論点について、予備的見解（PV）をその論拠の説明文とともに示すべきである。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 特定の状況下で第三の財政状態計算書の表示を要求する提案について、CPにSMCを設ける。

(3) 例示目的の公開草案（IED）草稿の開発（9.2.3）

参考情報その2

事務局は IED の草稿の開発状況について説明した。

アジェンダ・ペーパーの 9.3.2 は作成中の IED 草稿である。うち、「財務諸表の一般的な要求事項」「合算と分解」「財政状態計算書」の三つのセクションが今回の検討対象である。各セクションは、IPSASB の「IASB 文書に関する方針書」に従い、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」をベースに、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の公的部門の主体用の規定を適宜追加する形式で作られている。

決定事項	<ul style="list-style-type: none">IED は、CP の予備的見解に基づいて、提案された原則と要求事項がどのようになるのかを示すことに重点を置くべきである。「結論の根拠」のセクションは、CP の文章と、関係者のインプットを踏まえた IPSASB の見解に基づいて、本プロジェクトのフェーズ 2 で策定する。
------	---

(4) 例示目的の公開草案 (IED) – 財務諸表の一般的な要求事項 (9.2.4)

IED 草稿の「財務諸表の一般的な要求事項」のセクションについて検討を行った。

決定事項	<ul style="list-style-type: none">「財務諸表の一般的な要求事項」のセクションは、事務局の提案した文案に基づき、IED へ取り込むべきである。
------	---

(5) 例示目的の公開草案 (IED) – 合算と分解の原則 (9.2.5)

IED 草稿の「合算と分解」の原則に関するセクションについて検討を行った。

決定事項	<ul style="list-style-type: none">「合算と分解」のセクションは、事務局の提案した文案に基づき、IED へ取り込むべきである。
------	---

(6) 例示目的の公開草案 (IED) – 財政状態計算書 (9.2.6)

IED 草稿の「財政状態計算書」に関するセクションについて検討を行った。

決定事項	<ul style="list-style-type: none">「財政状態計算書」の表示原則に関するセクションは、文案どおりに IED へ取り込むべきである。
------	---

(7) 財政状態計算書 – 流動性配列法 (9.2.7)

事務局は、財政状態計算書の表示方法として、IPSAS 第 1 号や IFRS 第 18 号と同様に、流動性配列法を例外的に認めることを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none">流動性配列法と、財政状態計算書の表示に関する混合表示アプローチは、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」と整合するように、IED でも保持すべきである。
------	---

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> CP の第 3 章において、流動性配列法と混合表示アプローチを財務諸表の表示方法として維持する根拠を強調し説明する。
---------	--

8. 2024 年 12 月会議

(1) プロジェクトの全体像と次のステップ (7.2.1)

事務局がプロジェクトの全体像と、進捗状況を説明した。CP の承認は 2025 年 9 月会議を予定しているので、今回を含めて 4 回の会議で CP と IED を完成させる必要がある。

(2) 財務業績計算書における区分 (7.2.2)

事務局は、次の事項を提案した。

- 財務業績計算書上で、収益と費用を区分表示することを求める。そうすることで、財務諸表の利用者は財務業績情報をより理解でき分析できる。
- IFRS 第 18 号とその表示区分に整合させる。そうすることで、公的部門の主体が各区分の目的、意図、構成を理解できるようにする。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 収益項目と費用項目を「余剰又は欠損」に区分することが概念上は有用である。そうすることで、財務諸表の利用者が財務業績情報を理解し、分析し、比較できるようになる。 財務情報の主な利用者は様々であり、公的部門の主体の財務情報の比較可能性にも主な利用者次第で様々なニーズがある。この IPSASB の見解を CP で説明すること。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 報告主体とその利用者の例、及び表示の要求事項の考え方を検討し、公的部門の財務業績報告書に区分を導入する方法について熟慮する。

(3) 財務業績計算書における合計と小計 (7.2.3)

事務局は、次の事項を提案した。

- 財務業績計算書上で、「余剰又は欠損」の合計を表示することを求める。IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」で要求されている内容と同様である。これは主体の全体的な財務業績を示す有用な指標であり、IFRS 第 18 号とも整合している。
- 「事業余剰又は欠損 (operating surplus or deficit)」と、「財務前余剰又は欠損 (surplus or deficit before financing)」の二つの新しい小計を定義し表示することを求める。IFRS 第 18 号に基づき、公的部門用の調整を加えたものになる。
- IFRS 第 18 号と同様に、一定の要件を満たす場合には小計を主体の任意で追加することを認める。

この議題については、前項の決定事項に記載した「余剰又は欠損」の区分表示を除き、否定的な意見もあり、結論はまとまらなかった。

(4) ブレークアウト・セッション (7.2.4)

参考情報その2

IPSASB のボードメンバー、テクニカル・アドバイザー、オブザーバーが参加して、約 10 名ずつの小グループに分かれてブレイクアウト・セッションが行われた。終了後、各グループの代表が発表を行い、その内容に基づいて事務局への指示が下された。

議題は次の 2 項目であった。

議題 A :	財務諸表の「余剰又は欠損」外に認識される収益・費用について、透明性を向上させるとともに、コミュニケーションを改善する必要があるか。
議題 B :	議題 A に同意する場合、当該収益・費用の配置と、定義をどうすべきか。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • IASB がどの収益・費用項目を損益外で認識するかを決定した方法を確認する。当該決定は、IPSASB の「余剰又は欠損」外で認識される収益・費用項目に関する決定の基礎となったからである。 • 次の(A)(B)について、それぞれの利点と欠点を評価する。 <ul style="list-style-type: none"> (A) コミュニケーションを改善するために、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の要求事項を強化して維持すること、及び (B) 透明性を高め、コミュニケーションを改善するために、「余剰又は欠損」外の収益・費用を説明するために提案された用語を使用して、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の要求事項に合わせる。
---------	--

9. 2025 年 3 月会議

(1) 財政状態計算書における収益と費用の区分 (10.2.1)

アジェンダ・ペーパー 11.3.1 の CP 第 4 章「財務業績計算書」の草稿について検討を行い、ページ毎のレビューも実施した。

また、収益と費用の区分について、予備的見解の案を検討した。

予備的見解
IPSASB の予備的見解は、IFRS 第 18 号 に沿って、余剰又は欠損として認識された収益項目及び費用項目を財務業績計算書において区分表示することを主体に要求することである。
IPSASB の予備的見解に同意するか。
同意しない場合、その理由を、どのように変更すべきかを明確に述べて示されたい。

表示区分を作ることには賛成意見が多数であったが、具体的な中身で意見が分かれた。

IFRS 第 18 号ベースの区分とするかどうかについて意見が分かれたので投票を行ったところ、13 名が賛成、公的部門特有のカテゴリーを支持する者が 3 名、GFS ベースを支持する者は 2 名という結果であった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • CP の第 4 章では、公的部門の主体にとって十分に広範で、有用かつ適用可能であり、国際的なコンセンサスを得られるような、公的部門特
------	--

	有の区分を何種類か特定することには、包括的な課題があることを認識すべきである。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> CP 第4章の草稿には、財務業績計算書上で余剰又は欠損として認識される収益・費用項目を分類するための GFS に整合するアプローチの選択肢を含める。 第4章の草稿を修正してメンバーのコメントを反映し、アプローチ案に関する IPSASB の議論を反映するように説明文を修正する。 区分については IFRS 第18号と整合させるという暫定的な見解を踏まえ、主要な事業活動及び財務諸表項目に関する IFRS 第18号のガイダンスが財務業績計算書に適切であるかどうかを検討する。 CP の付録として、IPSASB の概念フレームワークの関連する部分の抜粋を付ける。

(2) 余剰又は欠損ではないものとして認識した収益と費用の表示 (10.2.2)

アジェンダ・ペーパー11.3.2のCP第5章「純資産・持分変動計算書」の草稿について検討を行った。また、二つの予備的見解の案を検討した。

予備的見解	<p>IPSASB の予備的見解は、純資産・持分変動計算書に余剰又は欠損ではないものとして認識された収益項目及び費用項目を表示する IPSAS 第1号 の要求事項を維持・強化することである。</p> <p>IPSASB の予備的見解に同意するか。</p> <p>同意しない場合、その理由を、どのように変更すべきかを明確に述べて示されたい。</p>
予備的見解	<p>IPSASB の予備的見解は、純資産・持分変動計算書上の余剰又は欠損ではないものとして認識される収益項目及び費用項目を指すために「その他の財務業績」という用語を使用し、さらに、余剰又は欠損とその他の財務業績の合計を指すために「総財務業績」を使用することである。</p> <p>IPSASB の予備的見解に同意するか。</p> <p>同意しない場合、その理由を、どのように変更すべきかを明確に述べて示されたい。</p>

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> IPSASB が IPSAS 第1号の表示の要求事項を維持・強化するための予備的見解を最終決定する場合、余剰又は欠損の外で認識される収益・費用項目を指す新しい用語を導入するのではなく、注記開示に含めるべき追加情報を共有するよう回答者に求めるべきである。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> CP 第5章の草稿を修正してメンバーのコメントを反映し、アプローチ案に関する IPSASB の議論を反映するように説明文を修正する。

8. 2025年6月会議

(1) 政府財政統計マニュアル（GFSM） 2014に基づく財務業績計算書の区分表示（11.2.1）

事務局は以下の事項を提案した。

- 財務業績計算書の区分表示を IMF が作成している政府財政統計マニュアル（GFSM）2014 に整合させる方針を無理に進めることはしない。
- GFSM 2014 との整合性確保に関する論拠を CP の第 4 章に記載し、かつ、検討過程の全体像を CP の付録に記載する。
- CP に掲載する IPSAS の予備的見解を次のように確定させる。「主体は、財務業績計算書において収益・費用を IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に整合しつつ、公的部門用に一部追加修正した方法で区分表示する」。

ここで IFRS 第 18 号に沿った表示区分の採用に関する予備的見解（PV）作成について举手投票を行った結果、13 名が賛成、1 名が反対、1 名が保留であった。提案どおりに予備的見解を CP に記載するが、会議で出たコメントについても十分配慮してバランスの取れた見解とする。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 財務業績報告書で財務情報を分類するために GFSM 2014 に準拠するアプローチは採用しない。また、事務局への指示にあるように、CP でその根拠と包括的な考慮事項を明確に示す。 • CP には次のような予備的見解（PV）を、公的部門向けの追加ガイダンスとともに含める。主体は、財務業績計算書の収益項目及び費用項目を、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に準拠して区分する必要がある。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • CP 第 4 章及び付録 A を修正して、メンバーのコメントと意見を反映する。また、IPSASB で進行中の「IPSAS 基準と GFSM の連携強化」プロジェクトについてより明確に言及する。

(2) 収益と費用の区分表示に係る主要な事業活動の影響（11.2.2）

IPSASB が IFRS 第 18 号に整合する区分表示方法を採用することを前提として、「主要な事業活動（main business activities）」に関する IFRS 第 18 号のガイダンスも取り込み、その旨を CP の第 4 章に反映することを提案した。

ここで表示区分に関する提案について举手投票を行った。セッション参加メンバー16名のうち15名が賛成、1名が反対であった。全体的な方向性について賛同は得られたので、反対意見についても反映しつつ進める。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • CP には、主要な事業活動に関するガイダンスを含めるという IPSASB の提案を反映する（IFRS 第 18 号の「主要な事業活動」を採用する）。
------	--

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表の特定の収益及び費用項目を分類する際に、税金（事業収益又は資金調達として）を考慮すること、及び、資産が保有される主な目的について、メンバーの意見を第4章の草稿に取り入れ、付録B（公的部門の考慮事項）にその例を示す。
---------	---

(3) 合計と小計の表示に関する考え方の確定（11.2.3）

財務業績計算書において収益・費用をIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」に整合しつつ、公的部門用に一部修正した方法で表示することを決定した場合には、合計と小計についてもIFRS第18号に整合した方法で表示することを定めること、及び、その旨をCPの第4章で説明することを提案した。

まとめとして、小計を使用することに異議はなかったが、小計の名称などのニュアンスを多少IFRS第18号とは異なったものにする必要がある。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> CPには、予備的見解（PV）を含めることで、「余剰又は欠損」の合計を表示するという要求事項を維持し、「事業余剰又は欠損」の小計を表示するという新たな要求事項を追加すべきである。 CPは、報告期間における重要性のある財務情報の表示に関連性があり適切な「その他の小計」を表示することを主体に認めるべきであるが、義務付けるべきではない。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 公的部門の財務業績に関するより適切な説明を提供するために、小計を「要求するのではなく認める」ことに関するメンバーのコメントと意見を反映するように第4章を修正する。

(4) 財務業績計算書の最小限の表示科目（11.2.4）

事務局は以下の事項を提案した。

- 財務業績計算書の表示科目について最小限の要求事項を定める。
- 主体が表示原則を採用する際に、IFRS第18号に整合しつつ、部分的に公的部門用の修正を加えたガイダンスを使うこととする。
- IAS第1号では認めていなかった費用の混合表示がIFRS第18号では認められるようになっている。この点についてCP草稿では混合表示は認めていない。
- CPの第4章に予備的見解と論拠を掲載する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> CPには、財務業績報告書の本表上の表示項目に関するIPSAS第1号「財務諸表の表示」の最小限の要求事項を維持しつつ、IFRS第18号にも整合させ、ガイダンスを追加するというPVを含める。
------	---

(5) 財務業績計算書における費用の表示（11.2.5）

参考情報その2

事務局は以下の事項を提案した。

- 財務業績計算書において費用をその性質別、又は機能別のどちらかに基づいて表示する選択肢を引き続き提供する。
- IFRS 第 18 号では、性質別表示と機能別表示を混同することを認めているが、IPSASB は混同表示を禁止する。その他の点では IFRS 第 18 号に沿った表示を行うことを提案する。
- CP の第 4 章に予備的見解と論拠を掲載する。

ここで混合表示を禁止する事務局提案に対する挙手投票を行った。1 名が賛成、11 名が反対。続いて、IFRS 第 18 号に整合させるべきかどうかについて挙手投票を行った。7 名が混合表示を支持。この結果を受けて、SMC を設けて、混合表示の禁止を解除することについての意見を求めることになった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • CP では、IFRS 第 18 号に沿って、財務諸表の本表上に費用を性質別又は機能別に示す選択肢を維持することを提案する。また、追加の公的部門用のガイダンスも併せて提案する。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • CP 草稿の第 4 章を修正し、コメント募集事項 (SMC) を提示するとともに、IFRS 第 18 号に沿って費用の混合表示を認めるかどうかについてのメンバーの議論を明確に説明する。

(6) 修正された CP 草稿のレビュー (11.2.6)

CP 草稿 (11.3.2) の第 4 章の修正稿をレビューした。CP 草稿の付録 A については、今日の議論に基づいて政府財政統計とのリンクを強化することが決まっているので、会議中のレビューは行わなかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • CP 草稿の修正後の第 4 章及び付録 A を、事務局への指示事項に従って CP に組み込む。
------	---

9. 2025 年 9 月会議

(1) 全般的な表示規定：ゴーイング・コンサーン (8.2.1)

現行の IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」のゴーイング・コンサーンに関する規定は、IFRS と整合し、かつ、公的部門特有のガイダンスも伴うものである。事務局は、この IPSAS 第 1 号のゴーイング・コンサーンの規定を CP の第 2 章に引き継ぐことを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • CP はゴーイング・コンサーンについて現行の IPSAS 第 1 号の要求事項を維持することを提案するべきである。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • 政治的な考慮事項を強調するように、ゴーイング・コンサーンに関する草稿を更新することを検討する。

(2) 全般的な表示規定：重要性（8.2.2）

今回（2025年9月会議）のアジェンダ5において、最終文書「重要性がある」の定義（IPSAS第1号、IPSAS第3号及び概念フレームワークの修正）が承認された。事務局は、ED第93号の重要性のガイダンスを当該最終文書に組み込むとともに、CPの第2章にも反映させることを提案した。メンバーからはコメントは出なかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 「重要性がある」の定義（IPSAS第1号、IPSAS第3号、及び概念フレームワークの修正）の公表によって改訂されたIPSAS第1号の重要性のガイダンスは、IPSAS第1号に代わる新しい基準書に組み込まれるべきである。
------	--

(3) 純資産・持分変動計算書の表示規定（8.2.3）

事務局は、IPSAS第1号の純資産・持分変動計算書に関する表示規定をCPに引き継ぐことを提案した。ただし、IPSAS第1号では、純資産・持分の期首と期末の変動の内訳については、本表上で表示する方法と、調整表を開示する方法の選択を認めている。この点、IFRS第18号は、持分変動計算書において期首と期末の変動の内訳を表示することを義務付けており、IPSAS第1号との相違が生じている。事務局は、CP草稿の第5章では純資産・持分の期首と期末の変動の内訳については本表上での表示を義務付けることを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> CPには、純資産・持分変動計算書に関する既存のIPSAS第1号の要求事項を基本的に維持しつつ、調整表については計算書の本表上に記載することを要求するように調整表に関する要求事項を改訂するという、予備的見解（PV）を含めるべきである。
------	--

(4) IFRIC第17号「株主に対する非現金資産の分配」の適用可能性（8.2.4）

事務局は、IFRIC第17号「株主に対する非現金資産の分配」が想定する取引は公的部門では一般的とは考えられないため、IFRIC第17号に基づくガイダンスはCPに取り込まないことを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> CPには、IFRIC第17号「株主に対する非現金資産の分配」に基づくガイダンスをIPSASに取り込むべきではない、というPV案を含めるべきである。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> IPSASとIFRSの整合性ダッシュボードを更新し、IFRIC第17号の適用可能性に関するIPSASBの見解を反映するべきである。

(5) CP草稿 第2章のレビュー（8.2.5）

参考情報その2

CP 草稿の第2章「全般的な表示規定」の更新の経緯と概要を事務局が説明した。その後、全般的な内容に関するコメントを求めたうえで、各ページのレビューを行った、いずれもメンバーからのコメントは出なかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 第2章の草稿で提案された文章と PV は、全般的な表示の要求事項に関する審議内容と見解を適切に反映している。よって、CP に組み込むべきである。
------	--

(6) CP 草稿 第4章のレビュー (8.2.6)

CP 草稿の第4章「財務業績計算書」について、全体的なコメントを求めたうえで、各ページをレビューした。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 事務局への指示事項が適切に対処されることを前提として、CP 草稿の第4章は、IPSASB の2025年6月会議の決定事項と指示事項を反映するように適切に修正されている。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 公的部門における税金収益に関する説明を充実させるべきという、メンバーからの要望を反映するために、CP 草稿の第4章を更新する。さらに税金収益について、区分表示を確約すべきかどうかを検討する。

(7) CP 草稿 第5章のレビュー (8.2.7)

CP 草稿の第5章「純資産・持分変動計算書」について、全体的なコメントを求めたうえで、各ページをレビューした。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> CP 草稿の第5章に提案されている文章と PV は、純資産・持分変動計算書の表示の要求事項に関する IPSASB の審議内容と見解を適切に反映しており、CP に組み込むべきである。
------	--

(8) CP 草稿 その他の修正箇所のレビュー (8.2.8)

CP 草稿の以下の各修正箇所について、全体的なコメントを求めたうえで、各ページをレビューした。

- 第3章「財政状態計算書」に、政府財政統計マニュアル2014に関する文章を追加
- 付録A「IFRS と GFSM2014 の検討」の文章を修正
- 付録B「公的部門の主要な考慮事項」に文章を追加

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> CP 草稿の第3章、付録A、付録Bへの文章の追加箇所は適切であり、CP に取り込むべきである。
------	---

10. 2025年12月会議

(1) プロジェクトの概要と次のステップ (6.2.1)

事務局がプロジェクトのこれまでの経過と、2026年第1四半期までの予定を説明した。

(2) 開示規定：注記の構成 (6.2.2)

事務局は、次の事項を提案した。

- 「注記の構成」に関しては、既存の IPSAS 第1号「財務諸表の表示」の要求事項を維持する。また、IASB が 2014 年に公表した「開示イニシアチブ」(IAS 第1号の修正) による IAS 第1号「財務諸表の表示」の修正 (IFRS 第18号「財務諸表における表示と開示」に引き継がれた) を IED に取り込む。
- CP の第6章に、予備的見解とその理由を掲載する。

予備的見解 14 第6章

IPSASB の予備的見解は、財務諸表注記における情報開示に関する既存の IPSAS 第1号の要求事項を維持し、同等の IFRS ガイダンスと一致する IASB の IAS 第1号の修正を組み込むことである。

IPSASB のこの予備的見解に同意するか？

同意しない場合、その理由を示すとともに、どのように変更すべきかを明確に説明されたい。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 注記の構造について、IPSAS 第1号「財務諸表の表示」の既存の要求事項を維持すること、及び、IASB による IAS 第1号「財務諸表の表示」に対する 2014 年の修正を取り込むことを CP で提案すべき。
------	---

(3) 開示規定：会計方針の情報 (6.2.3)

事務局は、次の事項を提案した。

- 会計方針の情報の開示に関連する既存の IPSAS 第1号「財務諸表の表示」の要求事項を維持するとともに、IAS 第1号「財務諸表の表示」に対する IASB の 2021 年の改訂 (改訂後は IAS 第8号「財務諸表の作成の基礎」に移動) を IED に取り込む。
- CP の第6章に、予備的見解 (6.2.2 と同じ PV14) とその理由を掲載する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 会計方針の情報開示に関する IPSAS 第1号の既存の要求事項を維持すること、及び、IASB による IAS 第1号の 2021 年の修正を取り込むことを CP で提案すべき。
------	--

(4) 開示規定：見積りの不確実性のソース (6.2.4)

事務局は、次の事項を提案した。

参考情報その2

- 見積りの不確実性の原因の開示に関する既存の IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の要求事項を維持するとともに、それに対応する IFRS のガイダンス（現在は IAS 8「財務諸表の作成の基礎」に移動）と整合させる。
- CP の第 6 章に、予備的見解（6.2.2 と同じ PV14）とその理由を掲載する。
メンバーからは特に意見は出なかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 見積りの不確実性のソースの開示に関する IPSAS 第 1 号の既存の要求事項を維持することを CP で提案すべき。
------	--

(5) 開示規定：純資産・持分及び全般情報に関するもの（6.2.5）

事務局は、次の事項を提案した。

- 主体の純資産・持分及び全般情報に関する既存の IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の要求事項を維持するとともに、それに対応する IFRS のガイダンスと整合させる。
- CP の第 6 章に、予備的見解（6.2.2 と同じ PV14）とその理由を掲載する。
メンバーからは特に意見は出なかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 主体の純資産・持分及び全般情報の開示に関する IPSAS 第 1 号の既存の要求事項を維持することを CP で提案すべき。
------	---

(6) 経営者が定義した業績指標（6.2.6）

事務局は、次の事項を提案した。

- IFRS 第 18 号「財務諸表の表示及び開示」の経営者が定義する業績指標（MPM）に関する要求事項は、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」に代わる新しい IPSAS 基準には導入しない。
- CP の第 6 章に、予備的見解（6.2.2 と同じ PV14）とその理由を掲載する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 18 号における MPM に関する定義や開示規定は、そのままでは IPSAS に取り込まないという予備的見解（PV）案を CP に含めるべきである。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> PV15 を二つの PV に分割する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ PV15 の修正版として、IFRS 第 18 号の MPM の定義と開示規定をそのままでは取り込まないという IPSASB の見解を表す。 ➤ 新しい PV16 として、IFRS 第 18 号の MPM の定義と開示規定は公的部門には適合しないという IPSASB の見解を表し、かつ、公的部門のニーズを明確に説明する PV に反対意見があるかを問いかける。また、当がニーズに対処するためにどのように MPM を適合させるべきかを事例と共に求め、別プロジェクトが必要かどうかを判断する。

	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 18 号の MPM の適用可能性に関するメンバーのコメントと見解を反映するように CP の第 6 章を修正する。
--	---

(7) CP 草稿 第 6 章のレビュー (6.2.7)

CP 草稿の第 6 章「注記における情報の開示」及び予備的見解 (6.2.2 と同じ PV14) について、全体的なコメントを求めたうえで、各ページをレビューした。メンバーからは、項番の抜けに関する校正上の指摘のみがあった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> CP 第 6 章の文章と PV は、IPSASB の開示規定に関する熟慮と見解を適切に捉えている。よって CP に取り込むべきである。ただし、事務局への指示事項が対応されることを条件とする。
------	---

(8) CP 草稿の最終レビュー (6.2.8)

PV と SMC を含む、CP 草稿の最終レビューを行った。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> CP 草稿は全ての表示規定に関する IPSASB の議論と見解を適切に反映している。ただし、事務局への指示事項が対応されることを条件とする。 CP 草稿に示されているように、CP には 16 の PV と一つの SMC を含めるべきである。ただし、事務局への指示事項が対応されることを条件とする。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 章の 4.30 項(c)を修正して、税金に関する表示区分が機能するようにする際の概念上の課題と実務上の課題に関し、メンバーの会議中のコメントと見解を反映する。

(9) IED 草稿の広範囲な改訂 (6.2.9)

2024 年 9 月会議以降の IED の変更箇所の説明を受けた。
メンバーからは特に意見は出なかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> CP に含まれる例示目的の公開草案 (IED) は、2025 年 12 月会議で示された 3 列の表形式で公表すべきである。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 付録 D の冒頭で、IED の目的に関する説明を含める。

(10) IED 草稿における用語定義の追加 (6.2.10)

「重要性がある」、「当期の余剰又は欠損」、「期首余剰又は欠損」「再振替の調整」「純資産・持分」の用語定義を追加することが提案された。
メンバーからは特に意見は出なかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 定義案は、CP で形成された IPSASB の見解を反映しているため、IED へ取り込むべきである。
------	--

(11) CP 第 4 章に対応する IED のガイダンス (6.2.11)

CP 第 4 章「財務業績計算書」に対応する IED の修正箇所を確認した。

メンバーからは、第 122 項について、IPSAS 第 51 号が承認されたので、何か追記が必要か確認すべきとのコメントがあった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 財務業績計算書に関する表示規定に関する IED のガイダンスは、CP 第 4 章における IPSASB の見解を適切に反映しており、IED に取り込まれるべきである。
------	---

(12) CP 第 5 章に対応する IED のガイダンス (6.2.12)

CP 第 5 章「純資産・持分変動計算書」に対応する IED の修正箇所を確認した。

メンバーからは特にコメントはなかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 純資産・持分変動計算書に関する表示規定に関する IED のガイダンスは、CP 第 4 章における IPSASB の見解を適切に反映しており、IED に取り込まれるべきである。
------	---

アジェンダ5. IPSAS の改善（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. 2025年3月会議

(1) サプライヤー・ファイナンス契約（6.2.2）

IASB が 2023 年 5 月に公表した文書「サプライヤー・ファイナンス契約」（IAS 第 7 号及び IFRS 第 7 号の修正）を、対応する二つの IPSAS に取り込む提案である。IASB 文書と IPSAS の対応関係は下表のとおりで、二つの IPSAS の修正案はアジェンダ・ペーパー6.3.1 に示されている。

IASB 文書	対応する IPSAS
IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」	IPSAS 第 2 号「キャッシュ・フロー計算書」
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」

サプライヤー・ファイナンス契約は、リバース・ファクタリング契約ともいい、仕入先に対する買掛金を、金融機関が立て替えて支払う取引を指す。この契約によって主体は買掛金の支払期限を延ばすこと、又は仕入先の求める早期の支払期限までに支払いを行うことが可能になる。

IPSAS 第 2 号に対する修正は、サプライヤー・ファイナンス契約の特徴を説明し、この種の契約が主体の負債やキャッシュ・フローに及ぼす影響と、主体の流動性リスクへのエクスポージャーに関する情報を開示することを求めている。

IPSAS 第 30 号に対する修正は、適用指針（AG）と適用ガイダンス（IG）の修正であり、サプライヤー・ファイナンス契約による流動性リスクを明確に扱うことになる。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • サプライヤー・ファイナンス契約に関する追加開示を、公開草案に含める。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • 公的部門ではサプライヤー・ファイナンス契約が一般的に行われているのかについて、特にコメントを求める事項（SMC）を、公開草案に含める。

(2) 金融商品の分類と測定（6.2.3）

IASB が 2024 年 5 月に公表した文書「金融商品の分類及び測定」（IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正）を、対応する二つの IPSAS に取り込む提案である。IASB 文書と IPSAS の対応関係は下表のとおりで、二つの IPSAS の修正案はアジェンダ・ペーパー6.3.2 に示されている。

IASB 文書	対応する IPSAS
IFRS 第 9 号「金融商品」	IPSAS 第 41 号「金融商品」
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」

この修正には、四つの論点が含まれている。

① **金融負債の認識の中止の日付**

IPSAS 第 41 号「金融商品」第 35 項は、金融負債の認識の中止時点は、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された義務が免責、取消し、又は失効となった時であると定めている。通常は負債の決済によって義務が免責されることになる。

この修正は、IPSAS 第 41 号第 35 項の原則に対して、電子送金による負債の決済の場合の、例外的な規定を定めるものである。主体が電子送金で負債を決済し、かつ、一定の条件を満たす場合には、決済日（相手方の受取日）よりも前の日付（送金を指図した日）で負債の認識を中止することができる。

② SPPI 要件の評価

近年、環境、社会及びガバナンス（ESG）連動要素及びその他の類似の偶発的特性を含む金融商品が発行されている。この修正は、そのような ESG 指標の達成状況によって金利に影響が生じる金融資産の特性と、金融商品会計基準における SPPI 要件との関係を明確にするものである。

IPSAS 第 41 号「金融商品」第 41 項は、「金融商品の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる」かによって、金融資産の分類を判定することを定めている。「元本及び元本残高に対する利息の支払いのみ」であることを略して SPPI という。SPPI 要件を満たす金融資産は、償却原価で測定する。

IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正は、ESG 目標の達成等の偶発的な事象に基づいて契約上のキャッシュ・フローの時期や金額が変動する契約条件について、主体は、偶発的な事象の発生確率にかかわらず、契約で定めたシナリオにより生じ得る全てのキャッシュ・フローが、キャッシュ・フローを変更する契約条件のない基本的な融資契約と大幅に異なるかどうかを検討する必要があることを明確にしている。

IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の修正は、基本的な融資のリスクやコストの変動とは直接関連しない偶発事象により、契約上のキャッシュ・フローが変動に晒される金融資産と金融負債について、契約条件の開示を義務付けている。

③ ノンリコース特性と、契約上リンクされた金融商品

IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正は、上記の SPPI 要件の評価に関連して AG78 項に例示されていたノンリコース金融商品の例示をより具体的な指針とするものであり、金融資産が「ノンリコース特性」を持つためには、債権者がキャッシュ・フローを受け取る最終的な権利は、契約上、特定の資産によって生み出されるキャッシュ・フローに限定されることを明確にしている。

また、ノンリコース特性を備えた取引と、複数の契約上リンクされた金融商品を使用して、異なる劣後順位を持つ保有者への支払いを優先する取引（つまり、特定のトランシェへの支払いを優先するウォーターフォール支払い構造）との区別を明確にしている。

④ 資本性金融商品への投資に関する開示

IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の修正により、純資産・持分を通じて公正価値で測定する資本制金融商品への投資の、純資産・持分における公正価値の利得・損失の開示を拡大した。期間中に認識が中止された投資からの公正価値の利得・損失は、期末時点で主体がまだ保有している投資からの利得・損失とは別に開示する必要がある。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品の分類及び測定に関する修正を公開草案に含める。これには、負債が「履行された (discharge)」とみなされる時点についての追加ガイダンス、契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払いのみであるかどうかの評価 (SPPI 要件) の明確化、純資産・持分における公正価値の累積利得・欠損に関する追加開示などが含まれる。
------	--

(3) IFRS 会計基準の年次改善 (第 11 集) に基づく金融商品基準の修正 (6.2.4)

IASB が 2024 年 7 月に公表した文書「IFRS 会計基準の年次改善 (第 11 集)」の一部を、対応する IPSAS に取り込む提案である。IFRS 年次改善の金融商品に関連する各パートと、IPSAS の対応関係は下表のとおりで、各 IPSAS の修正案はアジェンダ・ペーパー6.3.3 に示されている。

IFRS 会計基準の年次改善 (第 11 集) の内訳	対応する IPSAS
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の適用ガイダンスの修正	同上
IFRS 第 9 号「金融商品」	IPSAS 第 41 号「金融商品」

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正は、適用指針の修正と適用ガイダンスの修正の二つに分かれているため、金融商品基準関連では三つの改善文書が存在する。内容は、いずれも重大なものではなく校正レベルの修正である。

① IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の修正

AG40 項の IPSAS 第 30 号第 32 項への参照箇所を、IPSAS 第 46 号「測定」への参照に修正した。

② IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の適用ガイダンスの修正

IPSAS 第 30 号の適用ガイダンスの「はじめに」のセクションを修正し、必ずしも参照先の本文の全ての要求事項を表しているわけではない旨を明記した。

IPSAS 第 30 号の適用ガイダンスを修正し、IPSAS 第 46 号「測定」によって修正された IPSAS 第 30 号の本文の言い回しを修正した。

③ IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正

リース負債の帳簿価額と、その消滅のために支払った対価の差額は、IPSAS 第 41 号の範囲であることを明確化した。

IFRS 第 9 号の当初測定 of 要求事項を修正し、IPSAS 第 47 号「収益」と整合させた。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」と IPSAS 第 41 号「金融商品」に対する、明確化と校正上の修正を公開草案に含める。
------	--

(4) 自然依存電力を参照する契約 (6.2.5)

IASB が 2024 年 12 月に公表した文書「自然依存電力を参照する契約 (IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正)」を、対応する二つの IPSAS に取り込む提案である。IASB 文書と IPSAS の対応関係は下表のとおりで、二つの IPSAS の修正案はアジェンダ・ペーパー 6.3.4 に示されている。

IASB 文書	対応する IPSAS
IFRS 第 9 号「金融商品」	IPSAS 第 41 号「金融商品」
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」

① IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正

自然依存電力を参照する契約を「電源が制御不能な自然条件に依存しているため、主体を基礎となる電力量の変動にさらず契約」と説明する。この説明には、自然依存電力を購入又は販売する契約や、そのような電力を参照する金融商品も明示的に含まれる。

本文と適用指針を拡張し、自然依存電力契約に自己使用の例外を適用する際の考慮事項を含める。要約すると、追加されたガイダンスでは、主体が過去、現在、及び予想される将来の電力取引に関する合理的かつ裏付けのある情報を合理的な期間（最大 12 か月）にわたって検討し、そのような契約が予想される電力使用量に従って締結されているかどうかを判断することが求められる。

ヘッジ会計の要求事項を改正し、主体が予測電力取引のヘッジにおいて自然依存電力を参照する契約をヘッジ手段として指定できるようにする。新しい要求事項の適用を支援するために、IPSAS 第 41 号に例示も追加する。

② IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の修正

自然依存電力を参照する契約が電力の供給で決済されるか、現金又は他の金融商品で純額決済されるかにかかわらず、そのような契約では、電力の発電源が制御できない自然条件に依存するため、主体は変動性にさらされる。IPSAS 第 30 号の開示規定を修正し、そのような契約が主体の将来のキャッシュ・フローと財務業績にどのような影響を与えるかについて、より高い透明性を求めている。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 自然依存型電力を参照する契約に関する追加ガイダンスを公開草案に含める。当該追加ガイダンスには、これらの契約の説明、これらの契約が金融商品会計の自己使用の例外を満たす場合、これらの契約をヘッジ手段として指定できる場合、及びこれらの契約に関する開示が含まれる。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> 契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払いのみであるかどうかの評価に関する例を、環境、社会、ガバナンスの目標全般に言及するように修正し、「結論の根拠」でこの変更について説明する。

2. 2025年6月会議

(1) IPSAS の改善—2025年6月 (9.2.1)

2025年3月の振り返りと、2025年6月会議の議題について事務局が概説した。メンバーからは特にコメントはなかった。

(2) 「IFRS 会計基準の年次改善—第11集」に基づく IFRS 第10号及び IAS 第7号の修正 (9.2.2)

事務局は IPSAS 第35号「連結財務諸表」及び IPSAS 第2号「キャッシュ・フロー計算書」の二つの IPSAS に軽微な修正を行うことを提案した。いずれも、「IFRS 会計基準の年次改善—第11集」に基づく校正的な性質の修正である。メンバーからは特にコメントはなかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> IPSAS 第35号「連結財務諸表」及び IPSAS 第2号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案を承認し、2026年3月に承認予定の「IPSAS の改善」の公開草案に掲載する。
------	--

(3) IFRS 第3号の修正：事業の定義、及び概念フレームワークへの参照 (9.2.3)

IPSAS の改善の当初の候補である12本の文書に含まれていた、IASB の発行した企業結合関連の二つの文書（下記）は、内容が複雑であるとして、IPSAS の改善プロジェクトの範囲から除外し、独立した狭い範囲の修正プロジェクトとすることが提案された。

「事業の定義」（IFRS 第3号の改訂）（2018年10月）

「概念フレームワークへの参照」（IFRS 第3号の改訂）（2020年5月）

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 別プロジェクトとして行う「狭い範囲の修正」の公開草案を通じて、IPSAS 第40号「公的部門の結合」における「事業の定義」及び引受けた引当金や負債の認識に対する修正に対処する。
------	--

3. 2025年12月会議

(1) 改善プロジェクトの概要説明 (10.2.1)

(2) IPSAS 第4号と IPSAS 第33号の修正 (10.2.2)

参考情報その2

事務局は、プロジェクトの概要と進め方に関する説明を行ったのち、IASB 文書「交換可能性の欠如」(IAS 第 21 号の修正)に基づく IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」に対する修正を、IPSAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」と IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準の初度適用」に取り込むことを提案した。

また、IFRS 会計基準の年次改善—第 11 集」に基づく校正的な性質の修正を IPSAS 第 33 号に取り込むことも提案した。

メンバーからは特にコメントなく、提案は承認された。

決定事項	<ul style="list-style-type: none">交換可能性の欠如に関する、IPSAS 第 4 号「外国為替レートの変動の影響」及び IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準の初度適用」に対する修正案を、2026 年 3 月に承認予定の公開草案に含めることは適切である。IPSAS 第 33 号の校正上の修正案も、2026 年 3 月に承認予定の公開草案に含めることは適切である。
-------------	--

(3) IPSAS 第 40 号の狭い範囲の修正 (10.2.3)

事務局は、次の二つの IASB 文書に基づいて IPSAS 第 40 号「公的部門の結合」を修正することを提案した。

- 「事業の定義」(IFRS 第 3 号の改訂) (2018 年 10 月)
- 「概念フレームワークへの参照」(IFRS 第 3 号の改訂) (2020 年 5 月)

決定事項	<ul style="list-style-type: none">「事業の定義」及び「引き受けた偶発負債の認識」に関する IPSAS 第 40 号「公的部門の結合」の修正案を、2026 年 3 月に承認予定の公開草案に含めることは適切である。
-------------	--

アジェンダ6 重要性の判断の行使（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. 2025年12月会議

(1) プロジェクトの目的と、これまでの進展

③ プロジェクトの目的

「重要性の判断の行使」プロジェクトは二つの目的を持っている。第1に、IPSASBの概念フレームワークとIPSASの間で一貫性のある重要性の定義を定めるために、規範性（強制力）のあるガイダンスを改訂する。第2に、IPSASとIPSASB SRSに従って一般目的財務報告書を作成する際に「重要性の判断の行使」をどのように行うかを明確化するために、規範性（強制力）のないガイダンスを作成する。

④ これまでの進展

2024年12月会議から検討を開始し、2025年3月会議で「プロジェクト概要書」³を承認した。同文書では、本プロジェクトを次の3段階に分けて実施することを計画している。

三つのフェーズとそれぞれの内容		進捗状況
1	IPSASBの概念フレームワークとIPSASの間で「重要性」の用語定義に一貫性があるかどうかを確認し、必要な場合は修正案を提示する。	完了（2025年10月に最終文書を公表）
2	IPSASにおける重要性—IFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」に基づく規範性のないガイダンスを策定する。（狭い範囲のプロジェクト）	2025年6月会議で教育セッションを実施
3	IPSASB SRSにおける重要性—IPSASB SRSに従ってサステナビリティ報告書を作成する際の、重要性の判断の行使に関するガイダンスを策定する。	—

フェーズ1は、2025年9月会議で「「重要性がある」の定義（IPSAS第1号、IPSAS第3号及び概念フレームワークの修正）」承認し、同年10月に当該文書を公表して完了した。

フェーズ2は、2025年6月会議でIFRS実務記述書第2号に関する教育セッション（研修）が行われた。2025年6月会議の詳細は、当該会議の報告記事を参照されたい。今回から、フェーズ2の具体的な検討が開始される。

(2) 事務局による本プロジェクトの概要の説明（7.2.1）

前述した本プロジェクトの概要と、そのフェーズ2について事務局が概説した。

(3) 実務記述書第2号のガイダンスの、公的部門向けの修正（7.2.2）

³ プロジェクト概要書（英文） <https://www.ipsasb.org/consultations-projects/making-materiality-judgments>

参考情報その2

事務局は、実務記述書第2号を公的部門向けのガイダンスに修正するためのアプローチとして次の2項目を提案した。

- IFRS 実務記述書第2号の構成をおおむね維持する。
 - IFRS 実務記述書第2号の各セクションを、「採用」「校正」「削除」の3種類のいずれかに分類する。なお、IAS 第34号「期中財務報告」及びIAS 第8号「会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬」の会計方針に関する情報のセクションは、「削除」に分類し、フェーズ2の対象外とすることが提案されている。
 - IFRS への参照や文章の体裁をIPSASのルールに合わせるために変更する。
 - 注記のそれぞれについて、「修正」「削除」のいずれかに分類する。
- 「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク」（概念フレームワーク）及びIPSASとの整合性を確保する。

上記の論点の検討の後、ED 草稿（7.3.3）についてセクションごとの検討を行った。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • 期中財務報告における重要性の判断に関するガイダンス、及び会計方針に関する情報のガイダンスはIPSASに対応するガイダンスが存在しないので、ED 草稿「重要性の判断の根拠」には含めない。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • ED 草稿は現金主義IPSASには適用しないことに留意する。 • 重要性の判断を行う際の、アカウントビリティの解除に関するガイダンスをどのように取り込むか分析する。 • 重要性と、承認済み予算との関係に関するセクションを追加すべきかどうかを分析する。 • 公的部門において重要性の判断を行使する際に、定性的な検討が一般的に行われることを反映するために、「定性的要因と定量的要因の相関関係」のセクションを適宜取り込む。 • 「特約に関する情報」のセクションで、公的部門で一般的な資金調達条件についても論じるべきかを分析する。

(4) 実務記述書第2号の設例を公的部門用に修正する（7.2.3）

事務局は、IFRS 実務記述書第2号の設例を、「採用」「校正」「削除」の3種類のいずれかに分類することを提案した。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • 公的部門特有の論点の例を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 分類と表示 ➤ 資産計上するか否かの判断が、定量的要因ではなく定性的要因に基づく場合の認識 • 例Cと例Gを、公的部門用に適宜修正して取り入れる。
---------	--

参考情報その2

	<ul style="list-style-type: none">「定性的要因と定量的要因の関係」のセクションにおける例を、公的部門で重要性の判断を行使する際には、定性的な検討が一般的であることを反映するように適宜修正して取り入れる。
--	--

(5) フェーズ3に関する教育セッション (7.3.2)

ISSBが2024年11月に公表した教育的資料「サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示」を事務局が解説し、質疑応答が行われた。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none">プロジェクトの詳細な工程表と、作業部会の構成を含む、本プロジェクトのフェーズ3の概要を、次の会議に提示する。
---------	--

アジェンダ8 測定—適用フェーズ：IPSAS 第31号におけるCOV（今回の会議の記事はこちら）

1. プロジェクトの説明と、これまでの進展

(1) プロジェクトの目的等

本プロジェクトは測定プロジェクトの適用フェーズの第2部である。測定プロジェクトはこれまで、フェーズ1と、適用フェーズの第1部が完了している。

フェーズ1は、IPSAS全体に共通する4種類の測定基礎に関するガイダンスを定めることを目的とし、2023年5月にIPSAS第46号「測定」を公表して完了した。

続く適用フェーズの第1部は、各IPSASの測定に関する規定に、IPSAS第46号が定めた現在操業価値（以下、COV）の測定基礎が適用可能かどうかを評価することを目的とし、2025年8月に「IPSAS第46号「測定」の適用によるIPSASの修正」を公表して完了した。当該文書は当初、IPSAS第31号「無形資産」に対するCOVの適用も扱っていたが、2024年8月に公表された公開草案第90号「IPSAS第46号「測定」の適用によるIPSASの修正」（以下、ED第90号という）に寄せられたコメントは賛否両論に分かれていたので、分析を深めることが必要であるとして、IPSAS第31号に関するセクションは最終文書から削除された。

(2) IPSAS 第31号に対するCOVの適用の論点（2025年6月会議の議事録より）

IPSAS第31号「無形資産」は、無形資産の測定を次のように定めている。

当初測定	(原則) 原価で測定 (例外) 非交換取引で取得した場合は、公正価値で測定
事後測定	会計方針の選択：歴史的原価モデルと現在価値モデルの二つから選択 歴史的原価モデルを選択 → 歴史的原価で測定 現在価値モデルを選択 → 公正価値で測定

ED第90号は、当初測定の例外の場合（非交換取引で取得した場合）に、COVが適切な測定基礎であること、及び、事後測定で現在価値モデルを選択した場合の測定基礎としてCOVを追加することを提案していた。

しかし、ED第90号の提案には多くの回答者が懸念を示しており、代替的見解（反対意見）に賛同する意見も多かった。主な反対理由は次のとおり。

- ED第90号は公的部門の主体が操業能力のために無形資産を保有し、当該資産に活発な市場が存在しない場合には、「活発な市場を参照して見積もりを行う」ことを求めている。その結果、無形資産の事後測定にあたり、コスト・アプローチを用いてCOVを見積ることになるが、その見積りの「信頼性」と「表現の忠実性」は疑わしい。
- IASBは現在、IAS第38号「無形資産」に関する包括的なプロジェクトを行っている。当該プロジェクトが完了してIPSAS第31号に及ぼす影響が明らかになるのは2026年の下半期以降になるので、それまでCOVの適用に関する分析を待った方が良い。

上記の懸念を考慮し、事務局は、IPSAS 第 31 号に対する COV の適用に関する検討を COV の適用のプロジェクトから分離して、新規プロジェクト候補である「IPSAS 第 31 号に対する範囲を限定した改訂プロジェクト」において行うことを提案した。メンバーの意見は事務局提案に賛同するものだったので、IPSAS 第 31 号への COV の適用については当時進行中の想定プロジェクトの適用フェーズから分割して検討を進めることが決定した。

2. 2025 年 12 月会議

(1) プロジェクトの概要説明 (9.2.1)

プロジェクトの概要と今後の進め方について事務局が説明した。

(2) コメント募集事項 (SMC) 1 に対する回答 (9.2.2)

事務局は、ED 第 90 号の SMC 1 に寄せられたコメントの概要と、コメントに基づく論点を説明した。反対意見に基づく主な論点は次のとおり。((1) ②を参照)。

- COV の適用可能性は、IAS 第 38 号「無形資産」の改定後に検討すべきである。
- 「活発な市場」の制約が COV にはない。
- IPSAS 第 31 号に COV を導入すると、操業目的で保有する無形資産と、財務目的で保有する無形資産の間で測定に不整合が生じる可能性がある。
- 無形資産に対する特定の COV の原則の適用可能性

(3) IPSAS 第 31 号に対する COV の概念的な適用可能性 (9.2.3)

事務局は、IPSAS 第 31 号の範囲内の無形資産の測定には、COV が概念的に適用可能であるという結論を保持することを提案した。

議論のまとめとして、議長は COV に基づく測定がどのように行われるのか、三つか四つの事例を示すことを事務局に求めた。当該事例に基づいて検討事項を整理する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> • IPSAS 第 31 号「無形資産」の範囲内の無形資産を現在操業価値で測定することは、概念フレームワークや IPSAS 第 46 号「測定」の測定に関するガイダンスと整合している。 • IPSASB の決定を実務上も概ね導入できるような、十分なガイダンスを提供するために、現在の IPSASB 文献の不足部分を特定する。
------	---

(4) 活発な市場の制約がないこと (9.2.4)

(5) その他の論点 (9.2.5)

Andrew 氏から、IPSAS 第 46 号の第 76 項について、再評価を行いそれが資産全体に適用される場合、実務上は解釈が分かれる可能性があるので、検討すべきであると指摘があった。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • 公的部門の主体で一般的に認識されている無形資産の例を特定し、それらの無形資産に対する現在操業価値の実際の導入状況を分析する。
---------	--

アジェンダ 13. IPSASB 適用グループ（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. 2025年3月会議

(1) IPSASB 適用グループの概説（6.2.1）

IPSASB 適用グループ（IAG）の活動と、その2025年の作業計画について説明を受けた。

- IAGの議長は Andrew van der Burgh 氏（IPSASB メンバー、南アフリカ）
- 他の IAG メンバーは 2025 年の第 2 四半期に決める
- 2025 年 2 月時点で、12 の IASB 文書が「IPSAS の改善」の候補として挙げられた
- 金融商品関連が六つ、公的部門の結合と連結が四つ、初度適用が二つである
- 内容が幅広く、数も多いので、3月、6月、9月の3回に分けて検討する
- 9月の会議で公開草案「IPSAS の改善 2025」草稿を検討し、承認する

IAG のメンバーの選定方法について質問があり、様々なバックグラウンドを持つメンバーから選定するとの回答があった。

2. 2025年6月会議

(1) IPSASB 適用グループの活動報告（8.2.1）

IPSASB 適用グループ（IAG）の第 2 四半期の活動と、達成した事項に関する説明を受けた。

- IAG のメンバーに Liang Yang 氏（中国、デロイト、元 IPSASB メンバー）、Mohamed Saadique Merchant 氏（ドバイ財務監査機構（FAA））の 2 名が就任した。Andrew 議長と合わせて 3 名体制。
- IAG への質問提出用のウェブサイトを開設した。
- IAG から IPSASB への定型報告フォームを作成した。

(2) IAG から IPSASB への報告（8.2.2）

この半年間に受け付けた質問は 1 件であった。IPSASB 事務局が対処し、IAG の対処は必要ない質問であったとの説明を受けた。

IFRS 解釈指針委員会による活動は、3 件生じており、うち 2 件は IPSASB 事務局が対処し、残る 1 件（他の企業の義務に関して発行される保証）は、IAG による分析待ちとなっている旨の説明を受けた。この 1 件は、おそらく「スタッフ Q&A」として公表される。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> • メンバーのコメントに基づいて IAG の報告枠組みを修正する。
---------	---

(3) 会議後の進展

上記の議論を踏まえ、IPSASB は 2025 年 7 月 10 日付で、IPSAS のテクニカルな課題や、適用上の問題点について意見提出するための窓口をウェブサイト上に設置した⁴。

⁴ 提出窓口の告知記事：[IPSASB Launches New Way to Submit Technical and Application Issues](#)

3. 2025年9月会議

(1) IAGの活動報告(8.2.1)

IAGの第3四半期の活動と、達成した事項に関する説明を受けた。

- 2025年7月から公式に対外的な活動を開始した。
- 質問等の受付窓口をウェブ上に設置した。
- IAGの会議を8月に実施した。

IPSASBの事務局は、以下の活動を行っている。

- 論点のデータベースの構築
- IAGの目的などを周知するための動画を作成

(2) IAGからIPSASBへの報告(10.2.2)

第3四半期に事務局が受け付けた質問は2件であった。1件はIPSASB事務局が対処し、1件はIAGが検討した。後者は、公的部門における株式投資の測定に関する質問であり、現在、内容を掘り下げて分析中である。分析結果は2025年12月会議で改めて報告される。

IFRIC関係では継続課題1件、新規課題1件の計2件を検討した。うち1件は事務局が対処し、1件はIAGが検討した。後者の内容は、「他の主体の義務に対する保証の発行」である。IPSASBが基準設定活動は不要と判断した場合、事務局がQ&A文書を作成する予定である。

4. 2025年12月会議

(1) IAGの活動報告(11.2.1)

IAGの第4四半期の活動と、達成した事項に関する説明を受けた。

IPSASBの事務局は、以下の活動を行っている。

- 論点のデータベースの構築
- IAGの目的などを周知するための動画を作成

(2) IAGからIPSASBへの報告(11.2.2)

第4四半期に事務局が受け付けた質問は2件で、いずれもIPSASB事務局が対処した。第3四半期から繰り越された質問1件は、IAGが検討した。後者は、公的部門における株式投資の測定に関する質問であった。IAGは、既存のIPSASのガイダンスは明確であることから、ガイダンスの修正や追加は不要であると結論付けたことをIPSASBに報告した。

IFRIC関係では新規の課題は生じなかった。

以 上